

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために 取り組むべき事項

【指針本文】

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

各発注者は、**発注関係事務**（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、工事及び業務について、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成又は完了後の各段階で本項に記載の事項に取り組む。

また、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。加えて、生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にする **BIM/CIM※の適用**¹⁾ や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

さらに、生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階において情報通信技術を積極的に活用²⁾ し、**電子入札システムの導入**や地下埋設物データ等の**官民が保有するデータの連携**、電子納品（業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること。以下同じ。）のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。なお、情報通信技術の活用にあたっては、情報保全を確実に行う。

各発注者は、工事及び業務について、新技術を積極的に活用するよう努める。なお、新技術の活用にあたっては、価格のみを理由としてその利用が妨げられることのないよう配慮する。

※ Building/Construction Information Modeling, Management の略

参考

¹⁾ 例えば、「直轄土木業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針」（国土交通省）を参照すること。

²⁾ 例えば、「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」（国土交通省）を参照すること。

【解 説】

○ 発注関係事務¹⁾

発注関係事務の内容については、品確法第7条において、以下のとおり定められている。

【品確法第7条に規定される発注関係事務】

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

出典）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」 改正の主なポイント】

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（令和7年）

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

必ず実施すべき事項

- ① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ② 予定価格の適正な設定
- ③ 歩切りの根拠
- ④ 適正な工期設定
- ⑤ 施工時期の平準化【内容充実】
- ⑥ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑦ 適切な設計変更
- ⑧ スライド条項の設定等【新】 等

実施に努める事項

- ① 情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】
- ② 「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】
- ③ 工事中の施工状況の確認
- ④ 週休2日の質の向上【新】
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑥ 維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】
- ⑦ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】
- ④ 共同企業体等の活用【内容充実】

測量、調査及び設計

- ① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】
- ② 予定価格の適正な設定
- ③ 適正な履行期間の設定
- ④ 履行期間の平準化【内容充実】
- ⑤ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ⑥ 適切な設計変更 等

- ① 情報通信技術を活用した生産性向上
- ② プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ③ 履行状況の確認
- ④ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】
- ⑤ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等

- ⑤ 工事・業務の一時中止【新】
- ⑥ 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】 等

出典）「国土交通省作成資料」

（参考法令等）

i）品確法 第7条（発注者の責務）

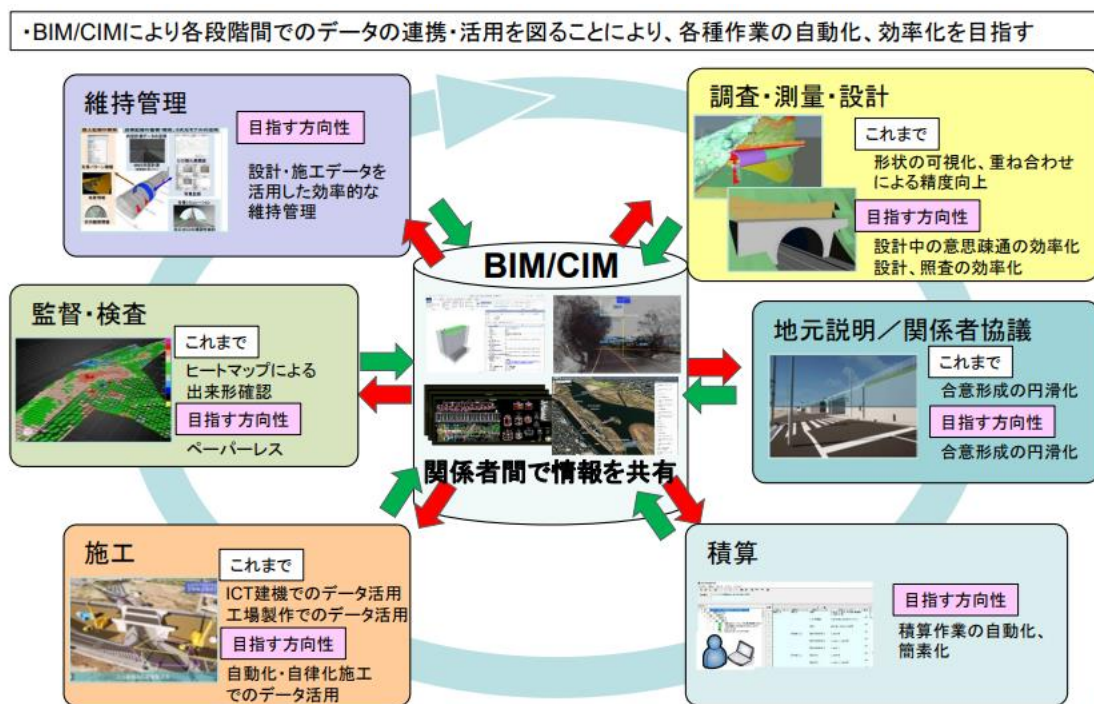
○ BIM/CIM（ビムシム）の適用^{1) 2)}

BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）導入の目的は、建設事業で取り扱う情報をデジタルデータとして統合管理することで、受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設生産・管理システム全体の効率化を図ることである。

3次元モデルや点群データ、GISなど、目的に応じたデータやツールを活用し、建設事業で取り扱う情報を統合管理することで効率的に事業を進めていくことが可能となる。

国土交通省では、受発注者の省人化や生産性向上を目的に、令和5年度から直轄土木業務・工事にBIM/CIMを原則適用している。

【BIM/CIMによるこれまでの取組と今後の方向性】



出典)「国土交通省作成資料」

(参考資料)

1) BIM/CIM 取扱要領（令和7年3月国土交通省）

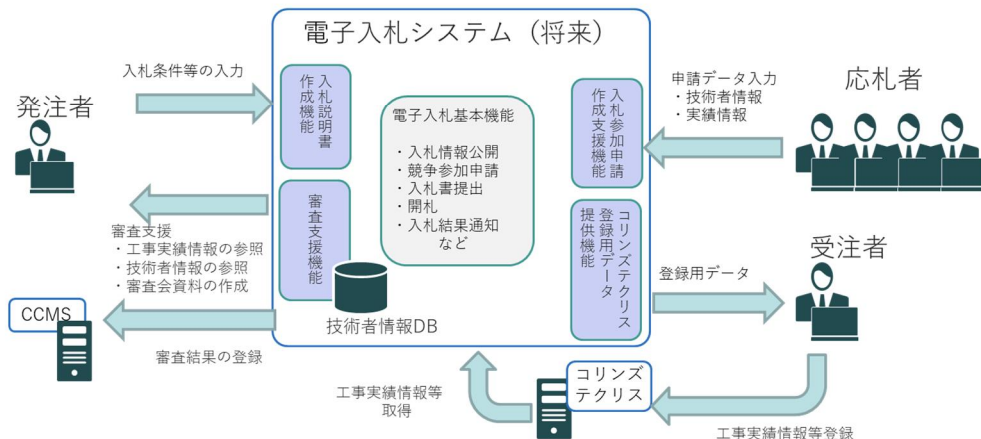
2) 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針

（リンク https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000158.html）

○電子入札システムの導入

【国交省電子入札システムの方向性】

- 現状、入札参加希望者は**申請書等をPDF化し申請登録、発注者は登録されたPDFデータをダウンロードし一部は紙印刷をして審査**を行っており、入札契約手続きに時間を要しているうえに、データとして蓄積できていない。
- これからの電子入札システムは、**PDFでのやりとりを廃止し、応札者がデータを直接入力。参加資格審査や技術審査に係る資料の作成の大部分をシステムで実施。**
- 入力されたデータや審査結果は、発注者内部のデータベースに蓄積され、契約管理や次回からの入札契約でも有効活用。



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」
(令和5年5月国土交通省)

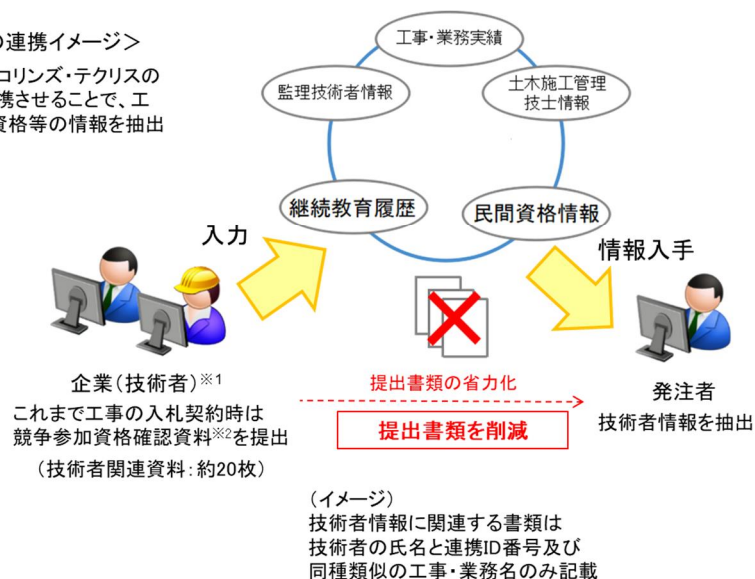
○官民が保有するデータの連携

【技術者情報ネットワークの構築】

技術者の資格や実績をコリンズ(工事実績情報 システム)等へ登録するよう受注者に促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組(技術者情報ネットワーク)の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。

<技術者情報の連携イメージ>

技術者の情報にコリンズ・テクリスの技術者ID等を連携させることで、工事・業務実績や資格等の情報を抽出



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」
(令和6年12月国土交通省)

【指針本文】

1 工事

1-1 工事発注準備段階

（工事に必要な情報等の適切な把握）

工事の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。

（工事の内容等に応じた入札契約方式の選択）

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の内容や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式¹⁾を選択するよう努める。なお、工事の内容等に応じた入札契約方式の選択・活用については、「Ⅳ. 多様な入札・契約方式の選択・活用」に具体的に記載している。

また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用にも努める。

（地域の実情等を踏まえた発注）

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。

（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

契約後の円滑な工事施工を確保するため、設計図書の作成に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件（自然条件を含む。）を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示²⁾等により、**適切に設計図書を作成**³⁾し、積算内容との整合を図る。また、建設現場において情報通信技術を活用しやすくなるよう、発注者は、通信環境の整備にも配慮する。

一方、遠隔地から労働力や資材・機材を調達する必要がある場合など、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

なお、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下、「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するよう努め、新たな技術の活用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮する。

参考

- 1) 例えば、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。
- 2) 例えば、「条件明示について」（国土交通省）を参照すること。
- 3) 例えば、「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について」（国土交通省）を参照すること。

【解 説】

○ 工事の内容等に応じた入札契約方式の選択 ¹⁾

国土交通省では、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」での議論を踏まえ、発注者による事業の特性等に応じた適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」を平成27年5月に策定している。

【公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 改正ポイント】

○ 多様な入札契約方式の適用がさらに進展したことを踏まえ、適用の考え方や最新知見を整理し反映

- ・多様な入札契約方式の選定フローを位置づけ
- ・技術提案・交渉方式（ECI）をリスクマネジメント手法として位置づけ
- ・フレームワーク方式を位置づけ
- ・その他最新知見（各種ガイドラインの変更等）の反映 等

新旧目次比較

旧	新
Ⅱ. 入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方	Ⅱ. 入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方
2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選定時期	2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選定時期
2.2 発注者における発注経験と体制	2.2 発注者における体制確保
2.2.1 発注者における発注経験と体制	
2.2.2 発注関係事務の支援対象範囲に応じた方式	
CM方式・事業促進PPP方式	
2.3 調査及び設計業務の調達	2.3 調査及び設計業務の調達
2.4 工事の調達	2.4 工事の調達
2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像	2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像
2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項	2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項
Ⅲ. 入札契約方式の概要及び選択の考え方	Ⅲ. 入札契約方式の概要及び選択の考え方
3.1 契約方式	3.1 発注者における体制確保を図る方式
	事業促進PPP・CM方式
	改正点① 選定の考え方
	改正点② ECIを活用したリスクマネジメント
3.1.1 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式	3.2.1 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式
工事の施工のみを発注する方式	工事の施工のみを発注する方式
設計・施工一括発注方式・詳細設計付工事発注方式	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）
設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	設計・施工一括発注方式・詳細設計付工事発注方式
維持管理付工事発注方式	維持管理付工事発注方式
3.1.2 工事の発注単位に応じた契約方式	3.2.2 工事の発注単位に応じた契約方式
包括発注方式・複数年契約方式	包括発注方式・複数年契約方式
	改正点③ フレームワーク方式を位置付け
	改正点④ 最新知見の反映
3.2 競争参加者の設定方法	3.3 包括協定（フレームワーク）の有無
一般競争入札方式・指名競争入札方式・随意契約方式	3.4 競争参加者の設定方法
3.3 落札者の選定方法	一般競争入札方式・指名競争入札方式・随意契約方式
3.3.1 落札者の選定の基準に関する方式	3.5 落札者の選定方法
価格競争方式・総合評価落札方式・技術提案・交渉方式	3.5.1 落札者の選定の選定方法に応じた方式
3.3.2 落札者の選定の手続に関する方式	価格競争方式・総合評価落札方式・技術提案・交渉方式
段階的選抜方式	3.5.2 落札者の選定の手続に関する方式
3.4 支払い方式	段階的選抜方式
総価契約方式・総価契約単価合意方式・	3.6 支払い方式
コストプラスフィー契約・オープンブック方式	総価契約方式・総価契約単価合意方式・
	コストプラスフィー契約・オープンブック方式

事例編は別冊として
引き続き参照可能とする

ECI、事業促進PPPなどは
他のガイドライン等を参照
必要に応じ別冊も今後
更新

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン令和4年3月改正のポイント」(国土交通省HP)

【工事の調達 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（抜粋）】

2.4 工事の調達

2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像

入札契約方式は多様であるが、その性格等に応じて、主に以下の要素で構成される。

- ・契約方式：契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法
- ・フレームワーク※の有無：個別工事の発注（期間、工事量の目安、契約の相手方の選定方法等）に関するフレームワークの有無

- ・競争参加者の設定方法 : 契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法
- ・落札者の選定方法 : 契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法
- ・支払方式 : 業務及び施工の対価を支払う方法

※フレームワーク方式やフレームワークの定義等については「3.3 包括協定（フレームワーク）の有無」を参照のこと

工事調達における入札契約方式は、方式ごとに必要な技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、適切な方式を選択し、組み合わせて適用されるものである。

契約方式 3-2	フレームワーク の有無 3-3	競争参加者 の設定方法 3-4	落札者の 選定方法 3-5	支払方式 3-6
・工事の施工のみを発注する方式 ・設計・施工一括発注方式 ・詳細設計付工事発注方式 ・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式） ・維持管理付工事発注方式 ・包括発注方式 ・複数年発注方式 など	・個別発注方式 ・フレームワーク方式（包括・個別発注方式）	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約	・価格競争方式 ・総合評価落札方式 ・技術提案・交渉方式 ・段階的選抜方式 など	・総価請負方式 ・総価契約単価合意方式 ・コスト＋フィー契約・オープンブック方式 ・単価・数量積算契約方式 など

図-2.4 工事調達の入札契約方式の全体像

2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項

発注者は、入札契約方式の選択において事業・工事の特性や地域の実情等を含めて種々の事項を考慮し、契約方式、フレームワークの有無、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払方式の適切な組合せを選定することが重要である。

入札契約方式の選択は、以下の事項を考慮する。

➤契約方式：「仕様、前提条件や工事価格の確定度」、「事業・工事の複雑度」、「施工の制約度」等

➤フレームワークの有無：「不調不落の発生のおそれ」、「競争参加者又は受注者選定の透明性の確保」等

➤競争参加者の設定方法：「契約の性質又は目的※」、「災害時の緊急的な対応」等

➤落札者の選定方法：「価格以外の要素の評価の必要性」、「最良の提案を採用する必要性」、「競争参加者数の見込み等を踏まえた受発注者双方の事務負担軽減の必要性」等

➤支払方式：「工事進捗に応じた支払い」、「煩雑な設計変更」、「コスト構造の透明性の確保」等

※現場条件の厳しさや工事発注の一時的な集中等に起因する不調不落の発生のおそれ等を含む

選択した入札契約方式に応じて、発注者においては、施工者からの技術提案の妥当性等の審査・評価、受注者が提案した工法に基づく設計成果の確認等を実施する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験や発注体制も考慮し、入札契約方式を選択することが望ましい。

また、入札契約方式の選択に際しては、受注者の状況（受注者（競争参加者）の実績や数、技

術開発の状況等）も考慮する。

さらに、発注関係事務を発注者が実施する上で、支援が必要な場合は、発注者における体制確保を図る方式（事業促進PPP、CM方式等）の活用も考えることが望ましい。

なお、公共工事の入札において、透明性、公正性、競争性の確保が求められてきたことから、近年では国土交通省直轄工事のほとんどは、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。一方で、近年頻発する災害時には、緊急性等に応じて、早期復旧や復興のため、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択する必要がある、また、厳しい条件下における高度な技術が必要とされる工事等では従来の方式のみでは効率的・効果的な調達が困難となってきたことから、仕様の確定が困難な工事等に対しては「技術提案・交渉方式」を適用するなど、多様な入札契約方式の活用が必要となっている。こうしたことを背景に近年、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年7月策定、令和2年1月最終改正）」、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月策定、令和3年5月最終改正）」等が整備され、技術提案・交渉方式や災害復旧における随意契約又は指名競争入札等の適用工事が増加しており、引き続き、公共工事の性格、地域の実情を踏まえ、一般競争入札・総合評価落札方式以外の入札契約方式の適用についても、適時適切に検討することが重要である。

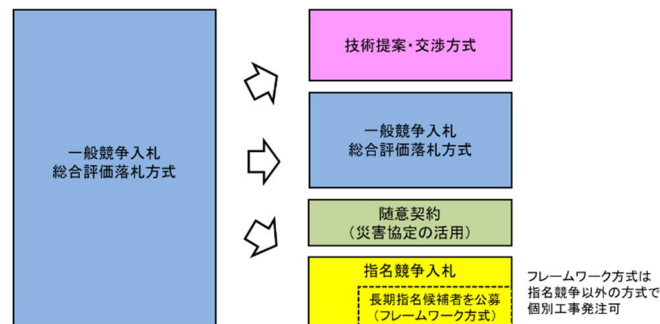


図-2.5 工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選択

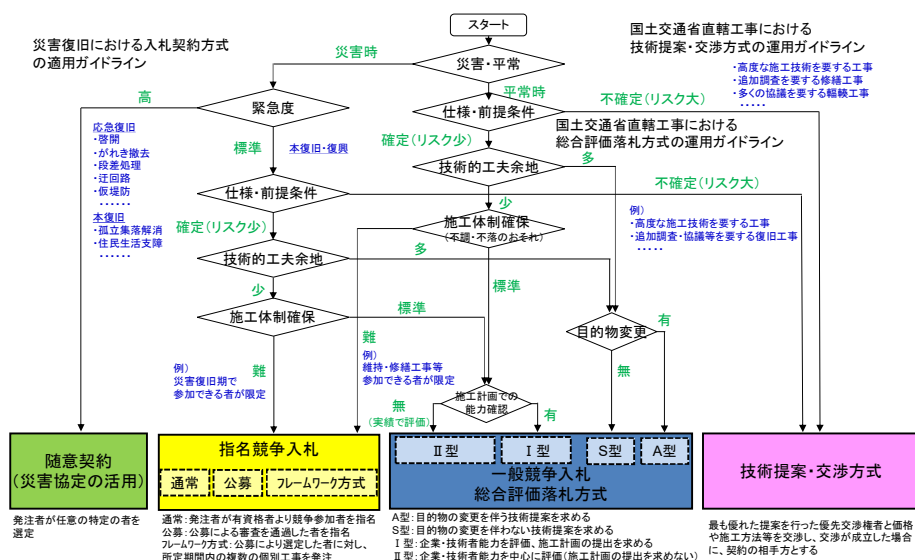


図-2.6 工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選択

出典）「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月国土交通省）

（参考資料）

1）「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月国土交通省）

○ 地域の実情等を踏まえた発注 ^{1) 1)}

国等における適切な発注ロットの設定については、中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、以下のとおり定められている。

【分離・分割発注の推進】

第2 2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(2) 分離・分割発注の推進

- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

出典)「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和6年4月閣議決定)

国土交通省では、公共工事の円滑な施工確保のため、技術者等の不足が懸念される地域など、地域の実情等に応じて、適切な規模での発注に取り組んでいる。

【技術者・技能者等の効率的活用について】

(3) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について(適正化指針 第2 2 (1))

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

出典)「公共工事の円滑な施工確保について」(令和6年12月総務省、国土交通省)

○ 適切に設計図書を作成 ²⁾

適切な工事契約を行うため、契約書については、公共工事標準請負契約約款に基づいて作成するほか、適切に設計図書を作成することとされている。^{*}

【適切な設計図書の作成】

公共工事標準請負契約約款は、国地方公共団体、独立行政法人等のみならず、電力会社、鉄道会社等の常時工事を発注する機関が行う建設工事を対象として、標準的な契約約款を定めたものである。発注者及び受注者は、契約約款に基づき、設計図書(仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)に従い、契約を履行しなければならない。

近年では、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの問題が生じていたことを背景として、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、平成22年7月に大幅な改正を行っている。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和4年9月)中央建設業審議会)

^{*}設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう(公共工事標準請負契約約款)。また、国土交通省直轄土木工事においては、これに工事数量総括表を含めて設計図書としている。

(参考法令等)

- i) 「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和6年4月) 第2-4 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(参考資料)

- 1) 「公共工事の円滑な施工確保について」(令和6年12月総務省、国土交通省)
2) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和4年9月)中央建設業審議会)

【指針本文】

（適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定）

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保され、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、需給の状況、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する¹⁾。週休 2 日の確保等の重要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等を含め、必要となる経費を適正に計上する。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めるとともに、可能な限り、最新の労務単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。また、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するために必要な経費（安全衛生経費）及び建設業退職金共済制度の掛金についても的確に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。さらに、**最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す**とともに、遅滞なく適用する。当該積算において的確に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努める。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切り**は、品確法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること等から、これを**行わない**。

総合的に価値の最も高い資材等を採用する際は、その採用に必要な費用を反映させた予定価格を適正に設定するものとする。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

参考

¹⁾ 例えば、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

【解説】

○ 予定価格の設定 1) 2) 3) 4) 5)

公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

国土交通省では、予定価格の算定を適正に行うため、工事の設計書に計上すべき当該工事の工

事費の算定について必要な事項を定める土木工事工事費積算要領及び基準（以下「土木工事積算基準」という。）や公共建築工事積算基準を定め、これらに基づき予定価格の積算を行っている。公共工事の発注の際の予定価格はこれら積算基準などをもとに適正に算定されたものである必要がある。

※公共建築工事では、国土交通省において、「営繕積算方式活用マニュアル」を作成している。

○ 最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す

1) 3) 4) 6)

国土交通省では、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえ土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

【令和7年度 土木工事積算基準の改定】

（1）現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

< 共通仮設費（現場環境改善費） >

現行		
率計上費目	実施する内容（率計上分）	
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化	他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策	
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他
※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）		



今後		
率計上費目	実施する内容（率計上分）	
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化	他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費	
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他
※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）		
積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）		
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。		

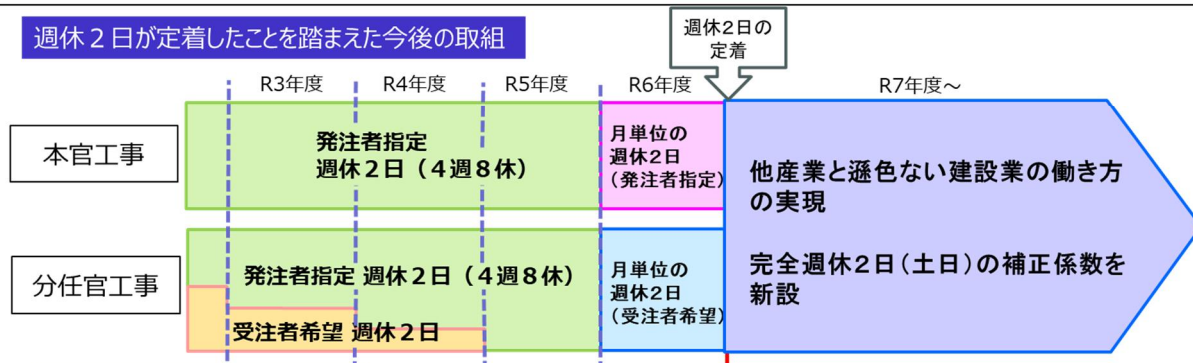
（参考資料）

- 1) 「土木請負工事費積算要領及び土木請負工事費積算基準の制定について」（平成26年3月国土交通省）
- 2) 「積算基準の制定について（公共建築工事積算基準）」（平成15年3月（最終平成28年12月）国土交通省）
- 3) 「土木請負工事費積算要領等の一部改定について」（平成26年3月国土交通省）
- 4) 「土木請負工事の共通仮設費算定基準の一部改定について」（平成26年3月国土交通省）
- 5) 「営繕積算方式活用マニュアル」（平成27年1月国土交通省）
- 6) 「国土交通省土木工事積算基準等の改定について」（平成26年3月国土交通省）

(2) 完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

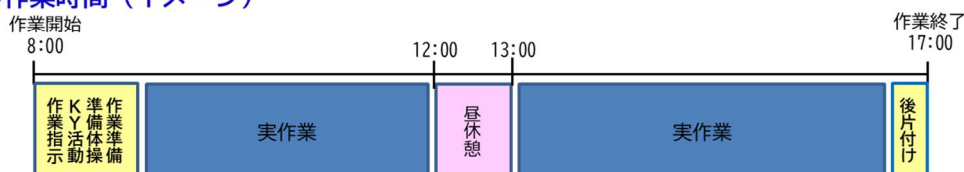
	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



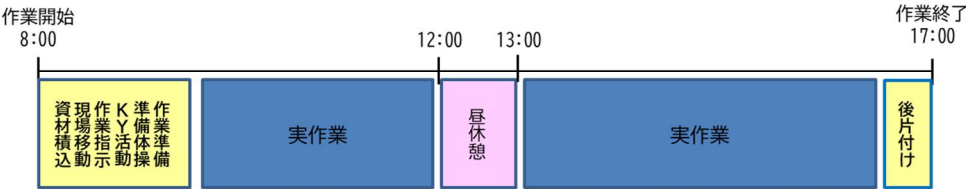
- 切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水工）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

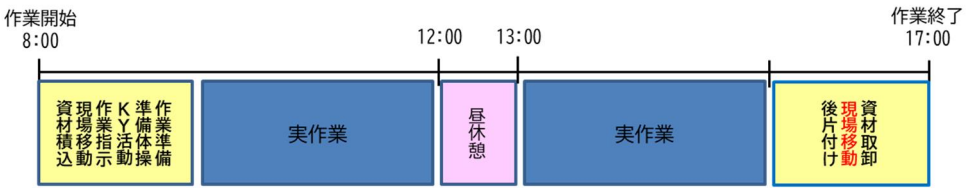
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 → 令和7年度歩掛改正に反映
- 鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

（4）大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、不調不落を回避し、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 間接工事費等の実態調査結果を踏まえ、復興係数・復興歩掛を設定。

		岩手・宮城県内	福島県内	熊本県内
発災年月日		H23.3.11		H28.4.14
復興係数 間接 工事費を 補正	適用時期	H26.2.3		H29.2.1
	対象工事	直轄土木工事		直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3⇒1.2へ変更 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。	共通仮設費：1.3 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.5、現場管理費1.2を適用)。	共通仮設費：1.0 現場管理費：1.0 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.1、現場管理費1.1を適用)。
復興歩掛 歩掛の 日当り 標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1		H29.2.1
	対象工種	土工		土工
	補正率	土工：補正無し		土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%低減へ変更 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。

(5) ICT活用工事 新規工種の制定、積算改定

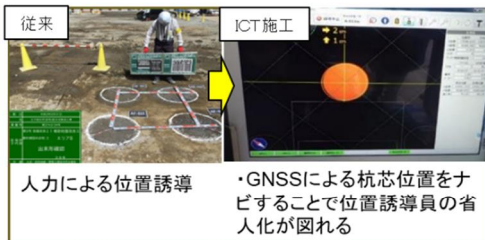
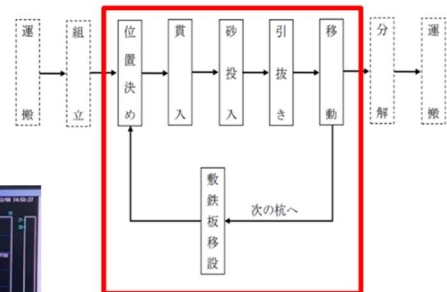
軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)

【概要】

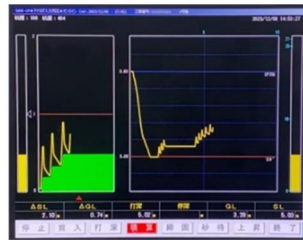
ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に**建設機械を設置する位置決め作業**や施工後の**杭径、間隔、杭深の確認作業**の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、**杭品質の向上も期待**できる。

【施工フロー】



位置決め作業の効率化



計測データを用いた砂投入量の管理

【今回整備】

- ICT活用工事 実施要領
- ICT活用工事 積算要領
- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領

「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

○作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、**通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。**

【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 \text{ (人/日)} \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

○実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、**保守点検費用の別途計上を廃止。**

＜通常建設機械の点検作業＞

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施

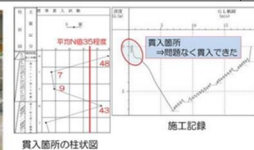


(6) 新技術規基準類の制定

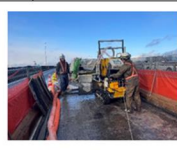
新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）【5 技術】

- 新技術積算基準類は、**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和 6 年度は、次の**5 技術**の基準類を整備。

技術名称	NETIS登録番号	技術の位置づけ (有用な技術名称)	整備内容
SAVEコンポーザーHA	CB-160026-VE	[★R4推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）	CB-180013-VE	[★R6推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
高機能床版排水パイプ	HK-200001-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準
油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法	KT-210028-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」	HR-220004-A	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準



<SAVEコンポーザーHA（サンドコンパクションパイル工）>



<ウォータージェットはつり処理工法>

■ 新技術積算基準類の公表

上記技術の積算基準類について、NETISのHPに掲載（令和 7 年 3 月中旬公表予定）。

(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>)

出典)「令和 7 年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」（令和 7 年 2 月国土交通省）

○ 歩切りは行わない (1) 1)

「歩切り」とは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為である。品確法改正に伴い歩切りによる予定価格の設定は法律違反であることが、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月閣議決定、令和 6 年 12 月最終改正）（以下「適正化指針」という。）において、以下のとおり定められている。

【歩切り】

第 2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

(中略)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するために必要な経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うものとする。また、公共工事品質

確保法第7条第1項第2号に規定される総合的に価値の最も高い資材等を採用する場合には、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うとともに、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるようにも適切に配慮する必要がある。さらに、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努めるものとする。なお、この適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

国土交通省では、「歩切りに関するリーフレット」を作成し、歩切りに該当する事例について、以下のとおり記載している。

あわせて、国土交通省では、地方公共団体における歩切りの実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について平成26年12月から調査を行っており、歩切りの撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて発注者名を公表することとしている。

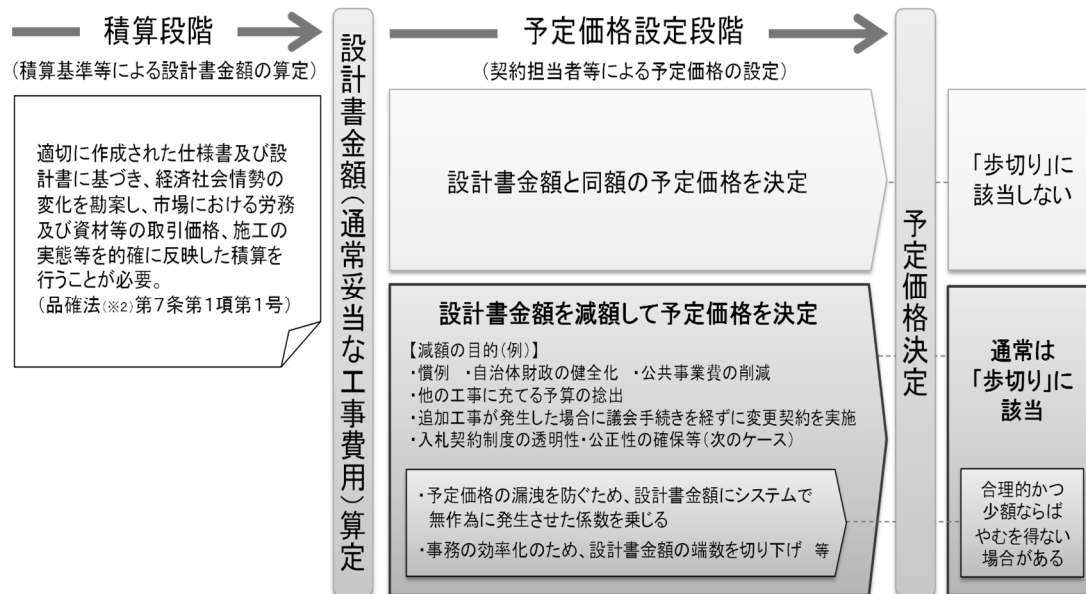
【歩切りとは】

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定
- ⑥事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる時には、やむを得ない場合

があると考えられます。



出典)「歩切りに関するリーフレット」(平成26年12月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下、適正化指針)
第2-4(1) 適正な予定価格の設定に関すること

(参考資料)

- 1) 「歩切りに関するリーフレット」(平成26年12月国土交通省)

【指針本文】

（適正な工期設定）

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設業等において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

工期の設定に当たっては、**工期に関する基準**¹⁾に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する²⁾。また、週休2日工事の確実な実施や、その対象工事の拡大に努める。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。

参考

¹⁾ 令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告

²⁾ 例えば、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 適切な工期設定 1) 2) 3)

公共工事の工期は、工事の施工手順等を踏まえた期間を確保することを前提とし、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を見込んだ上で適切に設定する必要がある。また、発注や施工時期の平準化により、担い手の確保、処遇や労働環境の改善、企業の経営健全化が期待される。

国土交通省では、国庫債務負担行為の一層の活用により施工時期等の平準化に努めるとともに、必要に応じて事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定を行うこととしている。

【適正な工期設定】

(1) 工事発注準備段階

1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

①余裕期間

余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度については、次の方式があり、いずれかの方式を原則活用する。なお、iiiフレックス方式において、受注者が極端に短い実工期（発注者が想定する実工期よりも10%以上短い実工期）を設定しようとする際には、その理由を確認すること。

i 発注者指定方式

発注者が工事の始期を指定する方法

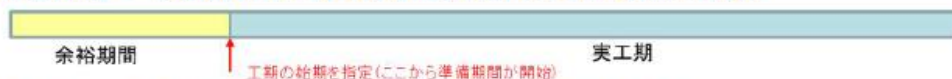
ii 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法

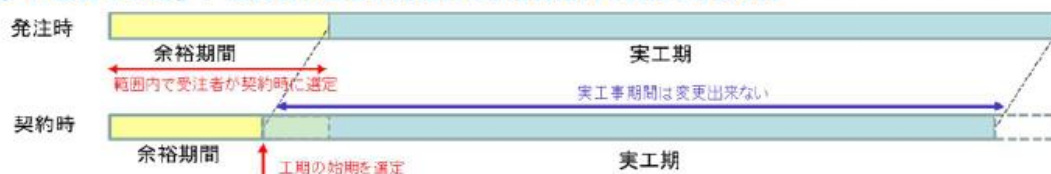
iii フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方法



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



②準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の組立及び輸送等に応じて設定するものとする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40 日	共同溝等工事	80 日
河川・道路構造物工事	40 日	トンネル工事	80 日
海岸工事	40 日	砂防・地すべり等工事	30 日
道路改良工事	40 日	道路維持工事※1	50 日
鋼橋架設工事	90 日	河川維持工事※1	30 日
PC 橋工事	70 日	電線共同溝工事	90 日
橋梁保全工事	60 日	ダム工事※2	90 日
舗装工事（新設）	50 日	その他	30 日
舗装工事（修繕）	60 日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

(参考資料)

- 1) 「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和 5 年 3 月国土交通省）
- 2) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（平成 30 年 7 月 2 日 改訂）」（国土交通省 HP）
- 3) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成 30 年 2 月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議）

③施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、箇所ごとの施工体制ではなく、1パーティによる施工を前提とした工期設定とする。ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更して良いものとする。

なお、工事を行う地域により作業の制限・制約を受ける場合には、その条件を考慮した作業日当たり作業量から当該工事の数量を施工するために必要な日数を算出するものとする。

＜作業制限・制約の例＞

- ・鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・道路の荷重制限
- ・スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- ・搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
- ・周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

(例) オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限

- ・荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

④不稼働日

不稼働日数は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

i 休日 及び ii 天候等による作業不能日

「休日」及び「天候等による作業不能日」は、工事ごとに個別に積み上げるのではなく、地域ごとの雨休率をもとに設定して良いものとする。

＜雨休率の設定方法＞

「休日」は全国共通で、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（年末年始休暇（6日）を含む）及び夏季休暇（3日）とするものとする。これは、労働基準法の時間外労働規制の適用を踏まえ、月単位での4週8休を確保することを前提として設定するものである。なお、ここで「行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日」は、あくまで工期を算出するために設定しているものであるため、各工事の施工計画等における休日は、受注者の法定休日や所定休日を基に定めることになる。

ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事等については、必要な経費を計上したうえで、現場閉所を行わなくても技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保することなどにより、時間外労働規制を守れるよう留意する。

「天候等による作業不能日」は、①1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日、②8時か

ら 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去 5 か年の気象庁及び環境省のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しないよう注意する。

例：令和 3 年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.77

iii その他の作業不能日

「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。

ア) 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件があるが、その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工できない期間や規制による作業量の低下等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

< 地域の実情に応じた作業制限の例 >

- ・ 河川の出水期における作業制限
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間
- ・ 地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・ 農業用水等の落水時期
- ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・ 猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

ウ) その他

上記ア)、イ) 以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、20 日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定するものとする。また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する期間を反映する。

2) 「工期設定支援システム」の活用

原則として「工期設定支援システム¹⁾」を活用して工期を設定するとともに、設定した工期の妥当性を確認するものとする。過去の同種・類似工事の工期と比べて、10%以上乖離している場合は、特に注意し、必要に応じて工期を見直す。ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意するものとする。

なお、工期設定支援システムが活用できない場合には、別紙「工種区分の直轄工事費と

実工期の相関分布」を参考にして工期の妥当性を確認して良いものとする。

3) 工期設定の条件明示等

(1)1)の各項目をもとに工期設定に係る条件を設計図書に明示するものとする。

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工期

<余裕期間制度（発注者指定方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現地作業を含む調査や測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

<余裕期間制度（任意着手方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から〇〇日間

（ただし令和〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●日間で工事を完了させること。

<余裕期間制度（フレックス方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日（工事完了期限）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする

<共通の記載例>

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	〇、〇
その他の作業不能日（〇〇のため）（Rx.x.x～Rx.x.x）	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

〔過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出〕

※フレックス方式の場合は、発注者側が見込んでいる「余裕期間〇日間」の記載を追加すること。

※他の公共発注者と連携し特定の日に一斉閉所の取組を行う場合や、現場閉所を行わず技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する場合などは、その前提条件を記載すること。

※このほかに特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。（例：当該箇所はRx.x.xに供用を予定している箇所である。）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

また、条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する²。なお、災害その他、避けることができない事由により労働基準法33条の規定に基づき労働時間の延長を前提とする工事等については、前提条件を明示したうえで、可能な範囲で概略工程表等の公表に努める。

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

<工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

受注者の責によらない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については「工事における工期の延期等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け、国官技第346号）に基づき、適切に積算を行う。なお、個別の工事における、請負契約額の変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。

(3) 工事完成後

1) 実績工事工程の収集

成果物として納品を受けた工事工程については、国土技術政策総合研究所へ送付する。

¹ http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

本システムにおいては、本指針に示す「全体工期に含むべき日数・期間」が考慮されているほか、過去の同種・類似工事の工期との比較機能により、工期の妥当性を確認することができるため、適正な工期設定を図ることができる。

² 概略工程表のほか、工期に関する条件明示に資する資料についても公表を検討する（条件チェックシート等）。

出典）「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和5年3月国土交通省）

【建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（第1次改訂）】

（平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ）

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

（1）請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

（2）受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

（3）発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

（4）施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

（1）適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
- 補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

（2）必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

（3）生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

（4）下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

（5）適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンサルティング・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

出典）「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（平成30年7月2日 改訂）」

（国土交通省 HP）

なお、公共建築工事については、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び都道府県・政令市と国土交通省で構成される全国営繕主管課長会議にて、適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を策定している。

○ 工期に関する基準 ¹⁾

適正な工期設定を通じて長時間労働を是正するとともに、週休2日を確保することは、建設業の将来の担い手を確保する観点からも極めて重要である。一方、適正な工期の実現に向けては、建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠であることから、中央建設業審議会は「工期に関する基準」を策定している。

（参考資料）

- 1) 「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告）

【工期に関する基準 概要】

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 労働基準法に基づく法定外労働時間の遵守
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について優良事例として整理
※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人員確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
 - 受発注者間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

【指針本文】

（計画的な発注や施工時期の平準化）

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

＜発注見通しの統合・公表の実施＞

計画的な発注を適切に実施するため、中長期的な**発注見通しについて**、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、**地域ブロック単位等で統合して公表**するよう努める。

さらに、当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に、地域ブロック単位等で統合して公表する。

＜繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し＞

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、工期が12か月未満の工事も含めた繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による繁忙期となりやすい年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適正な工期の確保が困難となる工事については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、閑散期・繁忙期の解消に資するよう計画的な発注に努める。

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

＜取組状況等の公表＞

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握し、必要に応じて相互連携できるよう公表に努める。

【解 説】

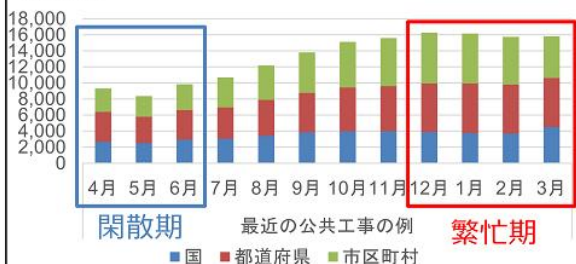
○ 施工時期の平準化

【施工時期の平準化に向けた取組】

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における1年間の工事出来高の状況

(単位：億円)



繁忙期は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される一方、閑散期は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

施工時期の平準化に関する国土交通省の取組

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定
- (す) 速やかな繰越手続
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況についての「見える化」
- ・市議会議員会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

都道府県の平準化率 R4年度0.80

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

施工時期の平準化により期待される効果

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

出典）「施工時期の平準化について」（国土交通省 HP）

【地方公共団体における平準化の取組事例について】

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでいます。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ)

○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

出典)「地方公共団体における平準化の取組事例について【第4版】」(令和2年4月30日 改訂)

(国土交通省 HP)

○ 発注見通しについて地域ブロック単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

現在、国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている（例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新）。

【中長期的な発注の見通し公表について】

入札情報サービスのトップページ

入札情報サービス

ヘルプ お問い合わせ 全国版TOP

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄

【本ページは、全国の発注機関の入札情報を提供しています。】

JACIC 一般財団法人 日本建設情報総合センター

中長期検索
→ 中長期発注見通しを検索

工事検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

業務検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

Get Adobe Acrobat Reader

お知らせ : Information

MAP検索
全国 ZENKOKU
日本地図上のご覧になりたい地域をクリックしてください。

発注機関情報
現在参加している発注機関の情報を掲載

掲載状況
入札情報の掲載状況

国関連のリンク
関連関連リンク

サイト利用・検索操作マニュアル PDF形式(5MB) Download

サイトに関するお問い合わせは下記メールまでお願い致します。
mail : i-ppi.helpdesk@jacic.or.jp

よくあるご質問 (FAQ)

- 国土交通省関係入札情報検索時のお願い
- 農林水産省関係入札情報検索時のお願い
- 防衛省関係入札情報検索時のお願い

※入札情報サービスは下記ブラウザにて動作を確認しております。
・Microsoft Internet Explorer 11

中長期発注見通し機能を追加

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス									
ヘルプ お問い合わせ 全国版TOP									
全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄									
工事の検索 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注機関の検索 発注機関情報									
発注の見通し(工事) 検索結果									
該当する案件が 18 件あります。1～18 件表示しています									
CSV出力									
No.	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日			
1	国土交通省関東地方整備局/〇〇事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3回半期	2020/09/08			
2	国土交通省関東地方整備局/〇〇事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3回半期	2020/09/08			
3	国土交通省関東地方整備局/〇〇事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3回半期	2020/09/08			

今回追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道 (〇〇〇〇) (〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道	2020/04/01

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
全体事業総額	1-23.0km
全体事業費	〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 〇〇% 用地進捗率: 〇〇%
当年度事業概要	道路改良工 〇km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	

○ 繰越明許費・債務負担行為の活用 ¹⁾

【地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策】

第2 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、閑散期における工事量を確保するとともに、繁忙期の解消を図り、施工の時期の平準化を図るものとする。

①債務負担行為の活用

出水期その他の事由により年度当初に施工する必要がある工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。

③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

用地取得等により工期の遅れが生じた場合、工事を実施する中で設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて設計図書の変更の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用する手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

④積算の前倒し

債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。

⑤早期執行のための目標設定

4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

また、地方公共団体においては、公共工事品質確保法第30条の規定に基づき、施工の時期の平準化の推進に向け、入札及び契約担当部局、工事実施担当部局、財政担当部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

【中部ブロック発注者協議会の成果】

- 全国統一指標は着実に推進、発注見通しの統合公表は**参画機関100%を達成**
- 自己評価結果の**ランキング公表**、取組の「見える化」により意識改革を実施
- 中部ブロックでは、地域単位で活動に取り組む「**推進会議**」を設置【**組織体制の強化**】

◆取組・成果

●全国統一指標

①予定価格の適切な設定 ②適切な設計変更 ③施工時期の平準化

●中部ブロック自己評価指標として**15項目を設定【公表】**

特に取組推進する「重点項目」として3項目を設定

①施工時期の平準化 ②週休2日工事 ③設計変更ガイドライン

●取組状況を発注者協議会HPで公表

◆中部ブロックの取組・成果

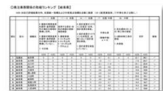
■発注見通しの**統合公表**

各発注機関の工事発注見通しの全容が地域毎に把握できるよう「地区別発注見通し」を平成29年4月から公表【参画率】

81% (H29.9)  **100% (R1.7)**

■自己評価結果の**ランキング公表**

- 全国統一指標及び中部重点項目を点数化
- 各県毎に自治体の取組ランキングを作成



■取組の「見える化」

- 平準化、週休2日工事、設計変更ガイドライン策定
- 地域単位による取組意識の向上を図る



◆発注者間の連携体制の構築

■研修・講習会等の実施

- 自治体職員を対象
- 計17回、延べ577名参加（令和元年度実績）
- 品確法、検査・監督・評定、i-Construction



■県部会に**地域単位の推進会議**を新たに設置

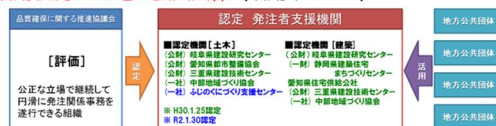
- 令和元年度より新たに設置【**組織体制の強化**】
- 17地域（1地域あたり、3～15市町村）
- 地域単位で取組み、体制の強化、活性化を図る
- 意見交換により課題・取組事例等の情報共有



◆発注者支援体制の確立

■公共工事発注者支援機関の評価・認定

- 発注関係事務を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる条件を備えている者を**評価・認定**
- 認定機関（土木：5機関、建築：5機関）
- 活用状況：59地方公共団体（活用率：36%）



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会」（令和2年2月国土交通省）

（参考資料）

- 1)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和6年12月閣議決定）

【指針本文】

1-2 工事入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して**社会保険等**（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に**加入していない建設業者**（以下「社会保険等未加入業者」という。）を**工事の元請業者から排除**するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

【解 説】

○ 各発注者において設定する審査項目の選定 ¹⁾

各発注者において設定する審査項目の選定について、基本方針に以下のとおり定められている。

【各発注者において設定する審査項目の選定】

第2 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査（以下「資格審査」という。）及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査（以下「技術審査」という。）として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

（1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事实績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

（2）個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。この場合において、競争参加者の選定に当たっては、地域における公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の観点から、適切に地域の実情を踏まえるものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技術者の配置に

も留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評価結果を確認することが重要であり、工事成績評価結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有していることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力確保のための取組状況等に関する事項について、入札及び契約における手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。また、発注者は、地域の中小企業・小規模事業者の技術習得に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、技術力を有する企業と地域の中小企業・小規模事業者との連携及び技術的な協力等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 基本方針 第2 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

○ 社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除

1) 2) 3)

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省では、法令上負担すべき法定福利費を負担しない建設業者を排除し、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等未加入業者を元請業者から排除している。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 定期（随時）の競争参加資格審査の際に、社会保険等未加入業者の申請を受け付けない。
- ・ 個別の発注工事において設定する競争参加資格要件において、社会保険等未加入業者には競争参加資格を認めない。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

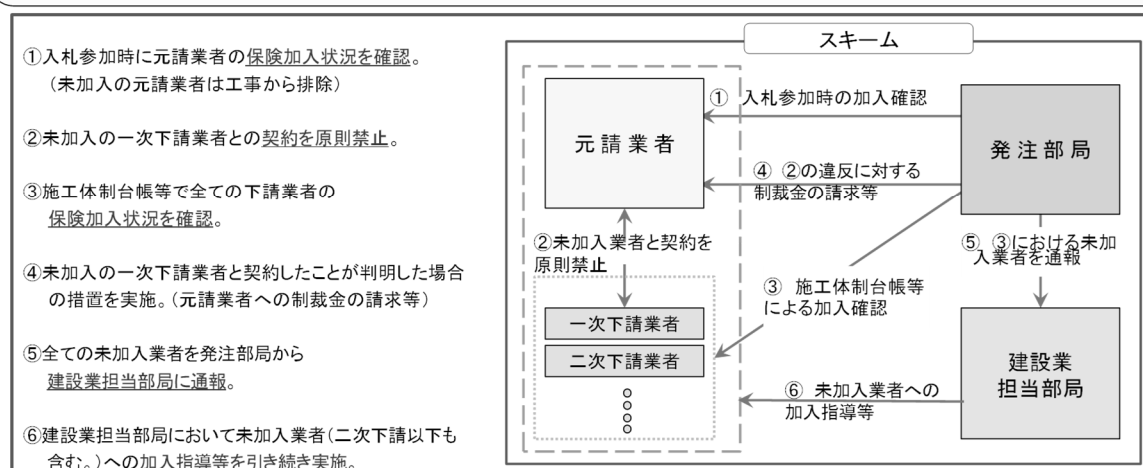
【国土交通省における社会保険等未加入対策】

○ 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。

・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

（※）建築一式工事の場合は4500万円



○ 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典）国土交通省作成資料

また、地方公共団体に対して国土交通省と同様の取組の検討を開始するようお願いしている。

【建設業者の社会保険等未加入対策】

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところですが、この度、平成 26 年 8 月 1 日以降に入札公告等を行う国土交通省発注工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組を実施することとしました。

既に、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 26 年 1 月 30 日付国土入企第 29 号）」において、同様の取組の検討を開始していただくようお願いしているところですが、各都道府県・政令指定都市におかれても、国土交通省における取組を参考として、さらに検討を進めていただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

出典）「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成 26 年 5 月国土交通省）

また、建設業者の社会保険等への加入を促進するための措置として、予定価格の事後公表に併せて予定価格に含まれる法定福利費概算額を公表している。

【予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表（参考様式）】

入札調書（総合評価落札方式）

1. 件名	〇〇〇〇工事	予定価格	〇〇〇〇円
2. 所属事務所	〇〇事務所	調査基準価格	〇〇〇〇円
3. 入札日時	平成〇〇年〇月〇日〇時〇分	基準評価値	〇〇〇〇円
		標準点	〇〇〇〇円
		（参考）上記予定価格に含まれる法定福利費概算額	〇〇〇〇円（脚注参照）

業者名	第1回				第2回								備考	摘要
	入札価格	加算点＋施工体制評価点	標準点＋加算点＋施工体制評価点	評価値	入札価格	加算点＋施工体制評価点	標準点＋加算点＋施工体制評価点	評価値	入札価格	加算点＋施工体制評価点	標準点＋加算点＋施工体制評価点	評価値		
(株)〇〇建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									落札	
〇〇組(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇										
△△建設(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇										
(株)△△建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇										

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。
脚注：「（参考）上記予定価格に含まれる法定福利費概算額」は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

出典）国土交通省作成資料

（参考資料）

- 1）「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和 41 年 12 月（最終令和 5 年 3 月）国土交通省）
- 2）「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成 26 年 5 月国土交通省）
- 3）「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月（最終令和 6 年 12 月）国土交通省）

法定福利費の概算額の算出に当たり、参考になっている予定価格に占める法定福利費の平均割合は、以下のとおりである。

【国土交通省直轄工事における予定価格に占める法定福利費の平均割合の例】

工 種	(単位：％)
	R5工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
海岸工事	3.41
道路改良工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
P C 橋工事	3.83
舗装工事	3.89
砂防・地すべり等工事	4.10
公園工事	4.10
電線共同溝工事	4.31
情報ボックス工事	4.07
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
河川維持工事	6.40
共同溝工事（１）	4.31
共同溝工事（２）	3.01
トンネル工事	4.58
コンクリートダム工事	4.16
フィルダム工事	2.29
下水道工事（１）	4.03
下水道工事（２）	4.40
下水道工事（３）	3.83
下水道工事（４）	3.49

出典）「令和５年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について」
（令和５年３月国土交通省）

「指針本文」についての解説

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1 工事 1-2 工事入札契約段階

なお、競争参加資格確認段階における社会保険等の加入状況の確認については、経営事項審査の総合評定値通知書における「保険加入の有無」欄を確認している。

【経審総合評定値通知書の確認】

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 平成 年 月 日

電話 番号
資本金 額
完成工事高／売上高（％）
行政 序 記 入 欄

経営規模等評価の結果
総合評定値 を通知します。

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						自己資本額及び利益額	
			年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 年平均	一級 (講習受講)	技師 数	基幹 二級	その他	評点 (Z)	自己資本額 X	利益額
土	木 一 式											
	プレストレストコンクリート構造物											
建	築 一 式											
大	工											
左	官											
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理											
	石 造 理											
	機 械											
電	気											
	水 道 施 設											
	消 防 施 設											
	清 掃 施 設											
	そ の 他											
	合 計											

(参考)

科 目	決算	科 目	決算	経営状況	決算	経営
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対当
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本
固定負債		受取利息配当金		純資産売上総利益率		営業キャッシュ
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益
自己資本		経常利益		評 点		(Y)
総資本（当期）		営業キャッシュフロー（当期）				
総資本（前期）		営業キャッシュフロー（前期）				

その他の審査項目（社会保険等） 数値等

雇用保険加入の有無

健康保険加入の有無

厚生年金保険加入の有無

退職者退職金并退職金加入の有無

退職一時金制度等 企業年金制度導入の有無

法定外労働災害 労 働 保 険 加入の有無

労働 福 祉 の 状 況

国際標準化機構が定 による登録の状況

若手技術職員の注 及び確保

新規若手技術職 及び確保

若年の技術者及び技能 確保の状況

評 (W)

「有」又は「除外」となっているか確認

- 雇用保険加入の有無
- 健康保険加入の有無

出典）国土交通省作成資料

【指針本文】

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができる方式を活用する。

また、豊富な施工実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した**要件緩和**、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な競争参加資格の設定に努める。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは施工実績として認めないこと等により施工能力のない者を排除するなど適切な審査を実施する。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

さらに、技術者の資格や実績をコリンズ（工事实績情報システム）等へ登録するよう受注者へ促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。また、所要の知識・技術・資格を備えている者の仕様書への位置付けや、必要に応じた手持ち工事量の制限など、工事の品質を確保する措置を講じる。

【解 説】

○ 適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認 ⅰ) ⅱ) ⅲ)

予算決算及び会計令第 73 条や地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

（１）企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様に評価する）。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が 65 点未満の工事は施工実績の対象外とする。
 - ・CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
 - ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格において

は、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。（「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」参照）

・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事に専任で配置する。

・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

（平成 25 年 3 月（最終令和 5 年 3 月）国土交通省）

○ 施工実績の要件を緩和

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【同種工事の実績評価（配置予定技術者）の緩和（中国地方整備局）】

▶配置予定技術者における競争参加資格の実績要件及び総合評価の実績評価を緩和。

▶施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型で適用

《 現行 》

◇ 競争参加資格の要件（配置予定技術者）

・「**同種工事の施工実績**」とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
掘削又は切土の施工実績を有すること。

例2) 道路改良工事(盛土工事)の場合
盛土の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法（配置予定技術者）

・**配置予定技術者の同種工事の実績**については、当該工事と同等規模を基準に「**より高い同種性**が認められる工事」、「**高い同種性**が認められる工事」、「**同種性が認められる工事**」の3段階で評価を行うことを原則とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
より高い同種性・・・掘削の土量が10,000m3以上
高い同種性・・・掘削の土量が5,000m3以上
10,000m3未満
同種性・・・掘削の土量が5,000m3未満

《 緩和 》

◇ 競争参加資格の要件（配置予定技術者）

・「**同種工事の施工実績**」を当該工事の**主要工種**で幅広く設定する。(複数の工種を設定)

例1) 道路改良工事の場合
道路土工又は防護柵工又は排水構造物工の施工実績を有すること。

例2) 法面工事の場合
法面工又は道路土工又は擁壁工の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法（配置予定技術者）

・競争参加資格要件で設定した工種のうち、**主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価し**、2段階で評価する。(チャレンジ型と同様)

例1) 道路改良工事の場合
より同種性・・・**道路土工**の施工実績
同種性・・・**防護柵工**又は**排水構造物工**の施工実績

出典）「令和元年度の入札・契約方針」（令和 2 年 1 月国土交通省中国地方整備局作成資料）

（参考法令等）

i) 「予算決算及び会計令」第 73 条（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）

ii) 「地方自治法施行令」第 167 条の 5 の 2

（参考資料）

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

（平成 25 年 3 月（最終令和 5 年 3 月）国土交通省）

○ 不良不適格業者の排除の徹底 1)

不良不適格業者は、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障となる。不良不適格業者の排除については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【不良・不適格業者の排除】

第2 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。なお、建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例により、監理技術者の兼務が認められる場合があることに留意すること。また、営業所技術者と監理技術者が兼務をしていないことを確認すること。なお、同法第26条の5による特例が適用される場合には、特定営業所技術者と監理技術者の兼務が認められることに留意すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出等、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検（情報通信技術の活用による遠隔地からの点検を含む。）により、監理技術者の専任又は兼任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

ヘ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元

請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 6 (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

【指針本文】

（工事の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めるよう努める**¹⁾。

この場合、求める技術提案は高度な技術を要するものに限らず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事については、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し**高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる**。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の内容、地域の実情等を踏まえた**適切な評価内容を設定する**。その際、**過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案**は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。また、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果を適切に評価する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、**提案内容の一部を改善**することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について**発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置、履行できなかった場合の措置**及び設計変更に当たっての措置について契約上取り決める。

参考

¹⁾ 例えば、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 技術提案を求めるよう努める¹⁾

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

国土交通省では、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に、技術提案を求める総合評価落札方式（技術提案評価型総合評価落札方式）を適用している。

（技術提案を求める方式の詳細については、「運用指針の解説 Ⅳ. 1.（3）落札者の選定方法の選択」**P.IV-25**を参照。）

○ 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成する¹⁾

国土交通省では、最も優れた技術提案を採用できるよう、予定価格の算定方法選定の考え方について、以下のとおり運用している。

【予定価格の算定方法選定の考え方】

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には「(2)1設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

（参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
（平成25年3月（最終令和5年3月）国土交通省）

【予定価格の算定方法選定の考え方】（つづき）

表 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のB〕	● VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	● Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のE〕	● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のD〕	● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格 〔図中のE'〕	● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

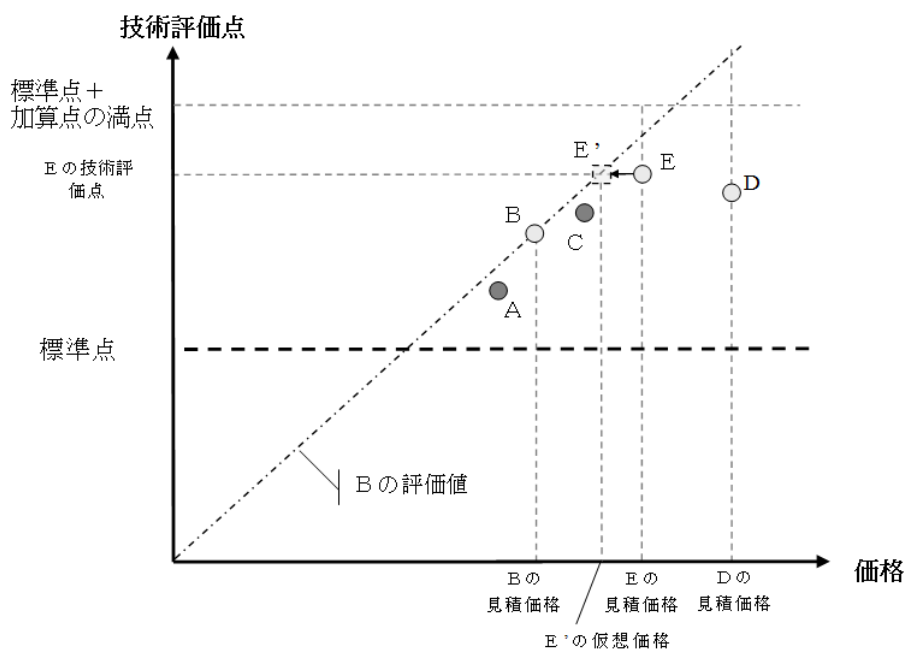


図 予定価格の算定方法選定のイメージ

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

なお、技術提案の審査に当たっては、競争参加者からの技術提案をもとに作成する予定価格の妥当性を確保するため、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くこととしている。

【学識経験者の意見聴取】

A. 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

B. 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月(最終令和 5 年 3 月)国土交通省)

○ 適切な評価内容を設定 1) 1)

適切な技術提案の審査・評価については、基本方針において以下のとおり定められている。

【技術提案の適切な審査・評価】

第2 4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

①技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

②技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、調査等、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者とししないことができる。また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

（２）段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 基本方針 第2 4 多様な入札及び契約の方法

(参考資料)

1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

国土交通省における工事目的物に対する提案を求める場合や高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める場合の評価項目の設定の例については、以下のとおりである。

【技術提案に関する評価項目の例】

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費※
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	
		機械設備等の処理能力
社会的要請への対応		施工期間（日数）
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ² 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値

※工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月(最終令和 5 年 3 月)国土交通省)

国土交通省では、競争参加者に対し技術提案を求める場合は、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図ることとしている。

【技術提案に係る要求要件の設定の例】

表 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に 関する環境基準 河川AA 類 型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間(12月～ 3月)と同じ月の過去3 カ年の平均測定値を上 限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A) 以下	発電機・原動機共通筐 体の標準的遮音性能を 上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	標準案 1 班体制に対し 3 班体制を想定した場合 の作業時間を上限とし て設定
アスファルト再生材の使用 量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用 量 806t	舗装再生便覧(日本道 路協会)に基づき上限値 を設定

表 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）の工事である。 ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大 5 項目（各項目について A 4 用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の 品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t 以上 BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの 品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月(最終令和 5 年 3 月)国土交通省)

○ 過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案 1) 2)

過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとすれば、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工などにつながるおそれがある。

国土交通省では、オーバースペックと判断する場合の事例等についてとりまとめるなど、工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超えて過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しないようにするための取組を進めている。

【提案に対し、オーバースペックと判断する場合がある事例】

工 種	工事内容	発注者側が設定した 評価項目	オーバースペックと見なされる 技術提案内容	
			その理由	
共通	一般土木(トンネル工事) 一般土木(橋梁基礎工事) プレストレスト・コンクリート	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため
一般土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断
			◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断
			◇低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断

出典)「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」(平成23年3月国土交通省)

【入札説明書への記載】**2-4-2 技術提案**

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 2-4 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間（12 月～3 月）と同じ月の過去 3 年の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A) 以下	発電機・原動機共通筐体の標準的遮音性能を上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	標準案 1 班体制に対し 3 班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧（日本道路協会）に基づき上限値を設定

表 2-5 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。 ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大5項目（各項目についてA4用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t以上BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
（平成25年3月（最終令和5年3月）国土交通省）

（参考資料）

- 1）「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」（平成23年3月国土交通省）
- 2）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
（平成25年3月（最終令和5年3月）国土交通省）

○ 提案内容の一部を改善 ¹⁾

国土交通省では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができることとしている。

【技術対話の実施】

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出した全ての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日にまたがらずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

A. 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

B. 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

C. 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

D. 見積りの提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書

面で提示するものとする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

国土交通省では、技術対話における公平性、透明性を確保するため、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要があることから、提案内容の改善過程の内容と、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各競争参加者の再提出における改善状況の概要を公表することを基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとしている。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各競争参加者の了解を得た上でそれらを公表することとしている。

【技術提案の改善過程の具体例】

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	〔発注者からの指摘事項〕 ・施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 〔自発的な改善事項〕 ・下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

【技術提案の改善過程の公表イメージ】

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技術提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

○ 発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにする、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置¹⁾

国土交通省では、技術提案の履行の確保を目的として、以下のとおり発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくこととしている。

【契約書における明記の例】

具体的な対応方法として、特記仕様書の記載例を以下に示す。

〔特記仕様書への記載例〕

第〇条 施工計画書への記載

受注者は、技術資料に記述した提案について、発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知した提案を除き、施工計画書に記載しなければならない。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる提案については、受発注者間の協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

1) 契約後VE提案として求めた提案（※必要に応じて記載すること）

2) 発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「加算点を付与する対象とならない」として通知した提案のうち、標準案との効果の差が不明な提案

【評価内容の担保の方法の例】

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2)2)

①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。

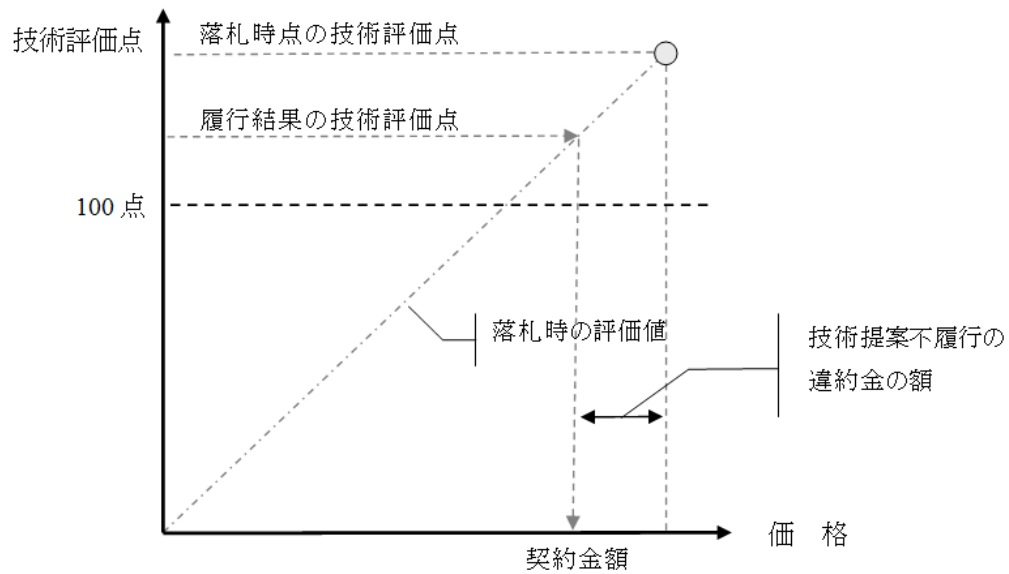


図 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

【指針本文】

（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や、技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等を経験項目に設定する。

また、必要に応じて、**豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの**登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する**技術者の活用も考慮**して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制、災害時の活動実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする**一括審査方式**や、工事の内容、地域の実情等を踏まえ、**施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）**を活用することなどにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。**地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取**については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

必要に応じて、**配置予定技術者に対するヒアリング**を行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の内容等に応じて、品質確保のための体制やその他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された**要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）**の実施に努める。

【解説】

○ 総合評価落札方式における施工能力の評価 ¹⁾

国土交通省では、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっての評価項目の基本的な考え方について、以下のとおり運用している。

【評価項目及び配点の基本的な考え方】

（1）評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）及び技術提案評価型（S型、AⅠ型、AⅡ型、AⅢ型）の各タイプにかかわらず、以下に示す3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等
- ③ 技術提案（施工計画）

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度等についても、企業の能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。具体的には、配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

「③技術提案（施工計画）」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

（１）企業・技術者の能力等

【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点は地域の実情等を踏まえ、バランス良く設定するものとするが、必須項目については、品質確保の確実性の観点から、工事特性に応じて配点を高めることが望ましい。

また、地域精通度等については、企業の能力等の中で評価するものとし、企業の能力等の配点の半分以上を超えない範囲でバランス良く設定するものとする。

なお、複数の配置予定技術者で参加申請する場合は、配置予定技術者の評価点合計の最も低い者の評価点を対象とする。

【評価方法】

加算点の算出に当たっては、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。なお、技術者の能力等の評価において、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えるものとする。

○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。

（参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

（平成 25 年 3 月（最終令和 5 年 3 月）国土交通省）

- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- ・評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様に評価する。

○工事成績

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の同じ発注工種区分の工事成績評定点の平均点（全国：8地方整備局＋北海道開発局＋沖縄総合事務局）とする。ただし、データベースの整備状況に応じて、当該地整のみとすることや、3件程度の工事の平均とすることも可能とする。
- ・都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。
- ・なお、事前に、当該期間の実績を有する企業、技術者が少ないことがわかっている場合は、必要に応じて対象期間を拡大できるものとする。

○表彰

- ・原則、同じ発注工種区分の工事を対象とし、発注量、企業数、表彰数を考慮して設定するものとする。
- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者においては優良工事技術者表彰又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

○地域精通度等

- ・地域精通度等の評価項目は、企業の能力等の中で評価するものとし、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に係る項目についてのみ、必要に応じて設定するものとする。社会資本整備・管理に係らない項目は設定しない。

○配置予定技術者の資格

- ・競争参加資格要件として求めた資格以外で当該工事に有効な資格がある場合には、資格の内容に応じて評価することも可能とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

【競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）】

表 競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）

資格要件・評価項目			施工能力評価型		技術提案評価型 (WTO 以外)※	
			参加要件	総合評価	参加要件	総合評価
企業の能力等	同種工事の施工実績		○	○	○	○
	工事成績		○	○	○	○
	表彰		×	○	×	○
	関連分野での技術開発の実績		×	△	×	△
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)		×	△	×	△
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制		×	△	×	△
	その他(手持ち工事量等)		△	△	△	△
	地域精 通度 ・貢献度 等	地理的条件	本店営業所の所在地		△	△
			企業の近隣地域での施工実績の有無		△	△
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績		△	△
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	△	△
		その他(ボランティア活動等)		×	△	△
技術者の能力等	資格		○	△	○	△
	同種工事の施工実績		○	○	○	○
	工事成績		○	○	○	○
	表彰		×	○	×	○
	継続教育(CPD)の取組状況		×	△	×	△
	その他		△	△	△	△
	監理能力(ヒアリング)		×	△	×	△
技術提案 (施工計画)	施工計画		○	×	×	×
	施工計画の適切性(ヒアリング)		△	×	×	×
	技術提案		×	×	○	○
	技術提案の理解度(ヒアリング)		—	—	△	△
施工体制	品質確保の実効性		×	△	×	△
	施工体制確保の確実性		×	△	×	△

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月(最終令和 5 年 3 月)国土交通省)

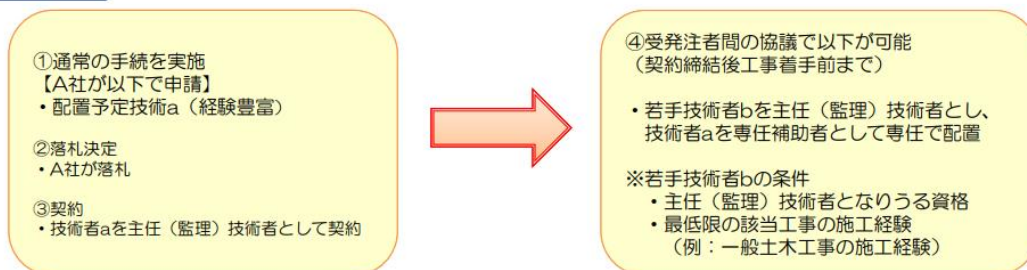
○ 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮

国土交通省では、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す工事の試行を実施している。

【選任補助者制度の導入】（九州地方整備局）

- 品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に専任補助者制度を導入
 - 経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
 - 専任補助者制度活用の有無は契約締結後に選択が可能とする。
- ◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）

手続の流れ



入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、専任補助者を配置する場合は、契約締結後工事着手前までに、配置した主任技術者又は監理技術者の中から選定するものとし、受発注者間の協議によって決定する。

専任補助者は、本工事に他の役職（現場代理人、担当技術者）を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者以外の主任技術者又は監理技術者の施工経験は、一般土木工事の施工経験（代要件）に代えることができる。

3

出典）「令和4年度総合評価落札方式の主な変更点（工事）」（令和4年3月国土交通省九州地方整備局）

【試行工事「選任補助者制度」の適用範囲の拡大】（九州地方整備局）

■技術者不足が深刻な問題となっている状況を踏まえ、円滑な技術継承を推進することを目的として、一般土木工事を対象に当該制度の適用範囲の拡大を図る。

■経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。

■専任補助者制度活用の有無は、落札決定後から工期の始期までに選択が可能とする。

■**専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は出来ないものとする。**

◆対象⇒**現行**：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）

⇒令和5年度：工事種別 一般土木工事（A等級、B等級、C等級）

専任補助者活用イメージ

総合評価手続時



配置予定技術者A

経験豊富なベテラン技術者Aを配置予定技術者として審査



契約時



若手技術者等B

若手技術者等Bを主任技術者（監理技術者）として配置
※若手技術者Bの条件
・主任（監理）技術者となりうる資格を有するもの
・年齢制限は設けていない。



配置予定技術者A

配置予定技術者Aは、専任補助者として現場に配置
※現場代理人兼任可

入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。専任補助者は、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。

専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

3

出典)「令和5年度総合評価落札方式の主な変更点（工事）」（令和5年3月国土交通省九州地方整備局）

【電通チャレンジ型（担い手確保型）の配点見直し】（九州地方整備局）

【令和6年4月公告工事から適用】

概 要

◆対象：施工能力評価型〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕

・技術者の担い手確保等の観点から、総合評価において技術者の能力等は求めない方式をとして試行を実施中であるが、工事品質の確保をより確実にするために、企業の能力等の評価を、工事実績・成績のみの配点から、**より総合的に評価できる評価項目と配点に見直しを行う。**

①配点

⇒現行：「企業の能力」工事実績：5点
工事成績：9点
「地域貢献等」全オプション：6点
⇒令和6年度：「企業の能力」工事実績：2点
工事成績：4点
表彰、工事成績優秀企業の認定：2点
工事の持ち手状況：3点
全オプション：3点
「地域貢献等」全オプション：6点

配 点

〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（現行）

分類	評価項目	配点
施工計画		○ ○
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績 - 工事成績 - 表彰（優秀技術者） - 配置予定技術者の資格 - 継続教育（CPD）の状況 - 指定する工事の施工実績 - 発注者の指定する資格保有技術者 - その他 -
企業等の能力等	必須	工事実績 5 工事成績 9 表彰、工事成績優秀企業の認定 - 工事の持ち手状況 - 配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置 - 指定する工事・地区等での建設技術者の表彰、表彰実績又は登録基幹技術者の配置 - ICT施工の実績 - 若手・女性技術者の配置促進 - 下請け予定業者の表彰実績 - 〇〇工事の実績 - 新技術の活用 - ICTの活用 - ISOの認証取得状況 - 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証 - 建設業労働災害防止協会加入 - 建設業通商共済制度加入 - その他評価すべき項目 -
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績 2 維持工事等の実績 2 近隣地域内工事の実績 2 継続的な技術者保有に基づく信頼度 2 継続的な営業に基づく信頼度 2 工事の稼働かつ円滑な実施体制としての観点 2 専門工種の施工機械自社保有状況 2
計		22

〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（見直し）

分類	評価項目	配点
施工計画		○ ○
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績 - 工事成績 - 表彰（優秀技術者） - 配置予定技術者の資格 - 継続教育（CPD）の状況 - 指定する工事の施工実績 - 発注者の指定する資格保有技術者 - その他 -
企業等の能力等	必須	工事実績 2 工事成績 4 表彰、工事成績優秀企業の認定 2 工事の持ち手状況 3 配置予定建設技術者の表彰実績及び登録基幹技術者の配置 - 指定する工事・地区等での建設技術者の表彰、表彰実績又は登録基幹技術者の配置 1 ICT施工の実績 1 若手・女性技術者の配置促進 1 下請け予定業者の表彰実績 1 〇〇工事の実績 1 新技術の活用 1 ICTの活用 1 ISOの認証取得状況 1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証 1 建設業労働災害防止協会加入 1 建設業通商共済制度加入 1 その他評価すべき項目 1
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績 2 維持工事等の実績 2 近隣地域内工事の実績 2 継続的な技術者保有に基づく信頼度 2 継続的な営業に基づく信頼度 2 工事の稼働かつ円滑な実施体制としての観点 2 専門工種の施工機械自社保有状況 2
計		22

出典）「令和6年度総合評価落札方式の主な変更点（工事）」（令和6年3月国土交通省九州地方整備局）

【担い手の確保を図る取り組み】(近畿地方整備局)

■ 施工能力評価型 (I 型・II 型) [⑨若手・女性チャレンジタイプ 1/2]

- ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する動きを踏まえ、H28年度まで試行実施した若手チャレンジ型と女性活用型を統合、配置予定技術者に40才以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に加点を行う
- 入札参加しやすい環境整備として、競争参加資格要件を緩和(技術者要件は問わない)

対象工事

- 工事種別は、全種別を対象
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低い I ~ II の工事
ただし、工事難易度 III で適用する場合は、鋼橋上部、PC に限り、施工能力評価型 I 型を適用
- 工事規模は、3 億円未満の工事

競争参加資格

- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(10点) + 配置予定技術者の施工能力(15点) + 賃上げの実施を表明した企業等(2点)**
- 技術提案について、若手もしくは女性の技術者を配置する事にあたっての企業の支援体制を評価
- 配置予定技術者の能力について、**40 歳以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に評価**

若手・女性技術者配置による加点

【15点】

- 若手技術者【40 歳以下】の監理技術者(又は主任技術者)
- 女性技術者の監理技術者(又は主任技術者)

【7.5点】

- 若手技術者【40 歳以下】の現場代理人
- 女性技術者の現場代理人

【0点】

- 男性技術者【41 歳以上】の監理技術者(又は主任技術者)

■ 施工能力評価型 (I 型・II 型) [⑨若手・女性チャレンジタイプ 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	最大3(0)
	ISO9000シリーズ認証取得	— (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	— (1)
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	自由枠	最大2
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
配置予定技術者の能力	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD)	2
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》

※1: 企業の施工能力欄の()内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2: 企業の施工能力欄の《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3: 配置予定技術者の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3

【若手・女性チャレンジタイプの配点】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	3
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	3
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大4
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	最大3(0)
	ISO9000シリーズ認証取得	— (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	— (1)
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	地域自由枠	最大3
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
配置予定技術者の能力	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD)	2
	《舗装施工管理技術者資格》 ※当該工事の工事種別がAS舗装の場合	《2》

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2

出典)「近畿地方整備局における工事の入札契約について」(令和6年4月国土交通省近畿地方整備局)

【産休育休等を取得しやすい環境整備【評価対象期間の緩和】】（中国地方整備局）

◆背景

- 公共工事の担い手確保の取り組みのひとつとして
- 男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備
- 女性の就業率向上や継続就業支援

を目的とし、評価対象期間を緩和する。

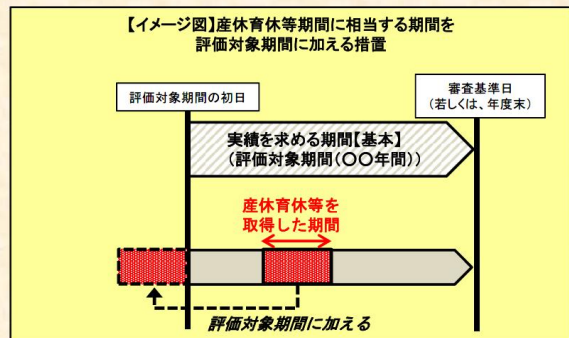
内容

●産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加える

●総合評価落札方式で発注する工事全てに適用

■産休育休期間を評価対象期間に加えることが出来る項目

- 同種工事の経験 [競争参加資格要件]
- 工事の実績 [配置予定技術者の能力(加算点)]
- 工事の成績 ["]
- 表彰 ["]
- 建設系CPD ["]



出典)「令和6年度の入札・契約方針」（令和6年9月国土交通省中国地方整備局）

【ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の試行】（中国地方整備局）

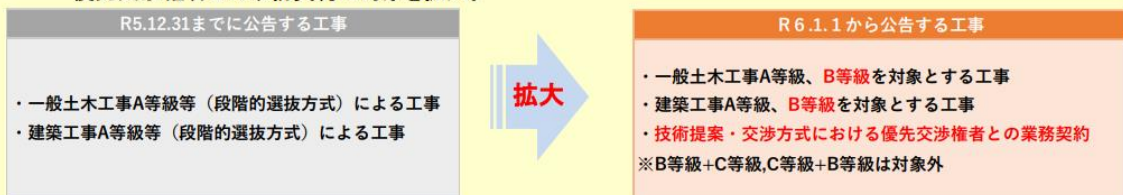
◆背景

国土交通省では、平成28年3月22日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。))に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。))を評価する取組を試行的に導入。令和4年3月30日に、当該取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(以下「実施要領」)が改正された。

試行

○対象工事：令和6年1月1日以降に公告する案件から対象工事を拡大。

一般土木工事A等級、B等級または建築工事A等級、B等級を対象とする工事、並びに技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約に対象を拡大。



○配点(例)	評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。))又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。))策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。))をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○認定等の確認方法

- ・適合状況を明示する様式・認定通知書の写し又は行動計画届出書等

77

出典)「令和6年度の入札・契約方針」（令和6年9月国土交通省中国地方整備局）

○ 一括審査方式 1) 2) 3)

国土交通省では、総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式の活用を努めている。

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、技術提案の作成に関する建設会社の負担、その評価に関する発注者の負担を軽減することを目的として、工事内容に照らし要求する技術提案を共通化できる工事を対象に一括審査方式を活用している。

【一括審査方式の特徴】

- ① 複数工区の発注に対して同一の競争参加資格（同種工事の施工実績）や技術提案テーマを求める。
- ② 入札は、全ての工区または希望する工区のみ札を入れる。
- ③ 入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工区ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。
- ④ 受注した企業は、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築が求められるため、1 公告に配置できる予定技術者は、技術提案を熟知し確実に履行できる1 人としてリスクの分散を図る。

出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」

(平成 29 年 7 月 (最終令和 3 年 5 月) 国土交通省)

【一括審査方式の活用】

1 事務の改善及び効率化について

(2) 一括審査方式の更なる活用

工事への活用については、下記のとおりとする。

- ① 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、1. (I)を適用する工事については、イ) からニ) までの条件をすべて満たせばよいものとする。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ)「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号) 第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「官庁営繕部工事請負業者選定要領」(昭和 42 年 7 月 1 日付け建設省営管第 845 号) 第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号) 第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分又は「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」(平成 13 年 1 月 6 日付け国官会第 22 号) 別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同一である工事

ニ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事

ホ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

ヘ)「請負工事成績評定要領の運用について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号)

別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1-1～1-2「工事技術的難易度評価表」、「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号）別添2「官庁営繕部工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1-1～1-2「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」（平成22年6月1日付け国港技第27-2号）別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領の一部改正について」（令和5年2月13日付け国空予管第1256号、国空空技第449号、国空交企第481号）別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1～1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

② 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

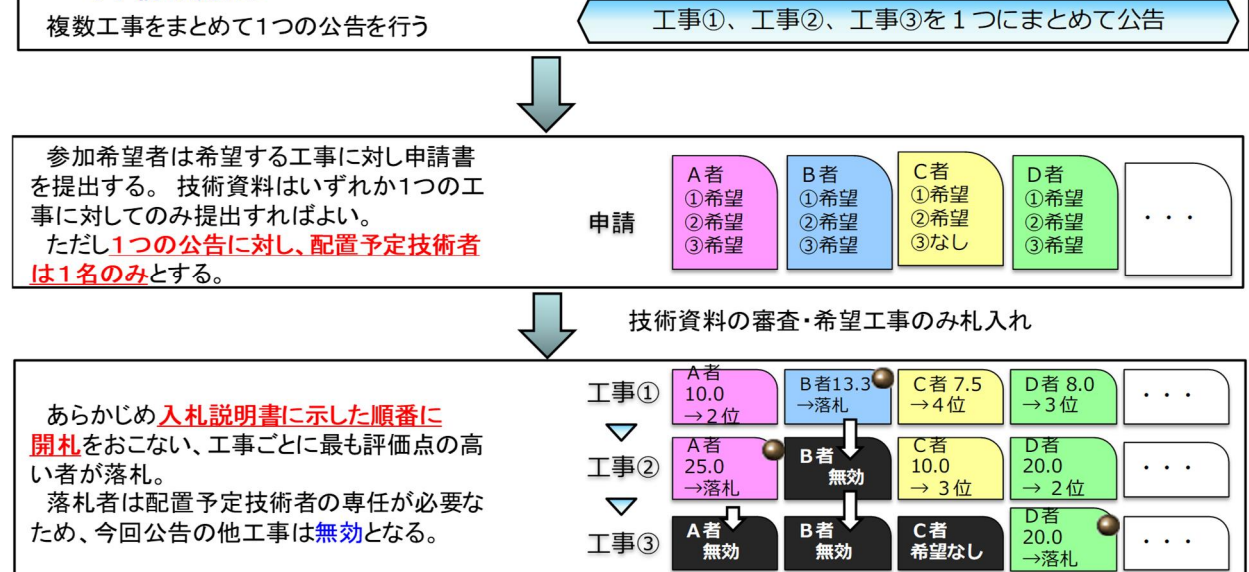
イ) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。

ロ) 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

③ 一括審査方式の対象工事においては、一括審査の対象工事数を上限に、配置予定技術者を複数設定し競争に参加できるものとする。地域の建設業者の実情を的確に把握した上で、工事受注者の偏在等の弊害が生じないように配慮する。

出典)「令和6年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和6年4月国土交通省）

< 手続の流れ >



出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)
- 2) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」
(平成29年7月(最終令和3年5月)国土交通省)
- 3) 「令和6年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」
(令和6年4月国土交通省)

○ 施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式

(施工能力評価型総合評価落札方式)

1) 2)

国土交通省では、総合評価落札方式の適用拡大に伴う技術提案・審査に係る競争参加者及び発注者の負担増に対応するため、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する施工能力評価型総合評価落札方式を適用している。

【工事の特性に応じた総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）の選択】

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく、技術提案を競争参加者に求めて評価する必要がない工事において、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。それとともに、必要に応じて、地域精通度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかなどを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図ることよりも、むしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づき適切かつ確実な施工を図ることがより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実に施工することは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用期間が長く、安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

また、市区町村向けの簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例については、以下のとおりである。

【市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例】

評価項目		評価内容	評価基準	配 点	
企業の施工能力	同種工事の 施工実績	過去5年間の同種工事の 施工実績	a. 県又は市町村発注工事で 実績あり	5	
			b. その他の公共発注機関の 実績有り	2	
			c. その他の施工実績	0	
	工事成績	過去5年間の工事成績評定点の 平均点	a. 75点以上	5	
			b. 65点以上 75点未満	2	
			c. 65点未満	0	
配置予定技術者の能力	同種工事の 施工実績	過去5年間の主任技術者の 施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事で 実績有り	3	
			b. その他の公共発注機関の 実績有り	1	
			c. その他の施工実績	0	
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は 技術士	1	
			b. 2級土木施工管理技士	0	
	地域貢献	営業拠点の 所在地	工事箇所と同一市町村内に おける本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り	2.5
b. 同一市町村内になし				0	
防災協定等に 基づく活動		過去5年間の防災協定等に 基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	2	
			b. 活動実績なし	0	
その他		手持ち工事量	手持ち工事量比率（A） ＝当該年度受注額 ÷過去3年間の平均受注額	A<0.25	1.5
				0.25≤A<0.75	1
	0.75≤A<1.25			0.5	
	1.25≤A			0	
合 計				20	

出典）「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成 19 年 3 月（最終平成 20 年 3 月）国土交通省）

（参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 25 年 3 月（最終令和 5 年 3 月）国土交通省）
- 2) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成 19 年 3 月（最終平成 20 年 3 月）国土交通省）

○ 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取

1) Ⅱ) 1)

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体における中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項について、基本方針において、以下のとおり定められている。

【学識経験者の意見聴取】

第2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

(中略)

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(令和6年12月閣議決定)

【地方公共団体における学識経験者の意見聴取】

学識経験者の意見聴取とは何ですか。

- ・落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要です（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

学識経験者の範囲はどのようになっていますか。

- ・当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

【学識経験者の一例】

- ・大学・工業高等専門学校の教職員
- ・国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
- ・試験研究機関の研究員

【地方自治法施行令】

第百六十七条の十の二

（中略）

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

出典）上段：「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」

平成19年3月（最終平成20年3月）国土交通省）

下段：「地方自治法施行令」

（参考法令等）

- i) 基本方針 第2 5 中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の10の2

（参考資料）

- 1) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成19年3月（最終平成20年3月）国土交通省）

○ 配置予定技術者に対するヒアリング ¹⁾

国土交通省では、総合評価落札方式において、競争参加者から提出された施工計画の適切性（配置予定技術者の施工計画に対する理解度）を確認する必要がある場合など、必要に応じて配置予定技術者へのヒアリングを実施するなどにより、適切な競争参加者の選定を行うこととしている。

【配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）】

施工能力評価型Ⅰ型及び技術提案評価型Ⅱ型において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、下表の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。

表 技術者ヒアリングにおける監理能力の評価視点（例）

視 点	内 容
役割	監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる
工程管理	工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
品質管理	品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
安全管理	安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
関係者との調整	関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
同種実績と当該工事との関係	同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

○ 要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式

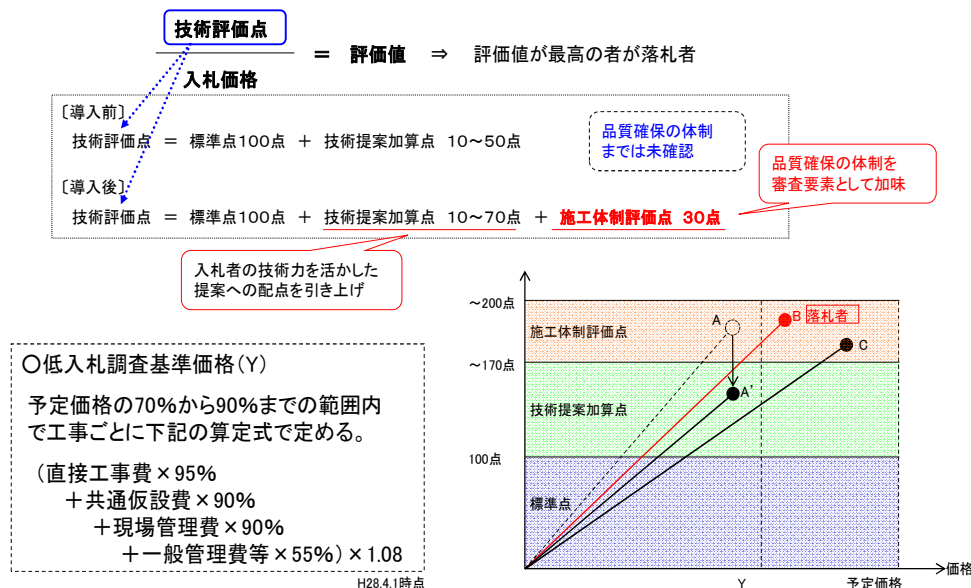
(施工体制確認型総合評価落札方式)

1) 2)

低入札価格調査制度調査対象工事においては、下請業者へのしわ寄せ、安全対策等の不徹底等につながりやすく、適切な施工体制が確保されないおそれがある。

国土交通省では、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する方式（施工体制確認型総合評価落札方式）を活用している。

【施工体制確認型総合評価方式】



出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)
- 2)「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月(最終平成31年3月)国土交通省)

【指針本文】

（ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表）

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格制度の最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格制度の最低制限価格については、中央公契連モデル¹⁾を参考に適切な水準で設定を行う。

低入札価格調査制度の実施に当たっては、労務費を含む必要不可欠な経費を原資とするダンピング受注を防止するとともに、入札参加者の施工の工夫等による、より低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、**低入札価格調査制度の基準価格及び施工体制確認の実施方法を見直す**。なお、**低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格制度の最低制限価格**を定めた場合には、当該価格について**入札の前には公表しないものとする**。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、**原則として事後公表**とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、**談合等に対する発注者の関与を排除するための措置**を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して**入札金額の内訳書の提出**を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

参考

¹⁾ 工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

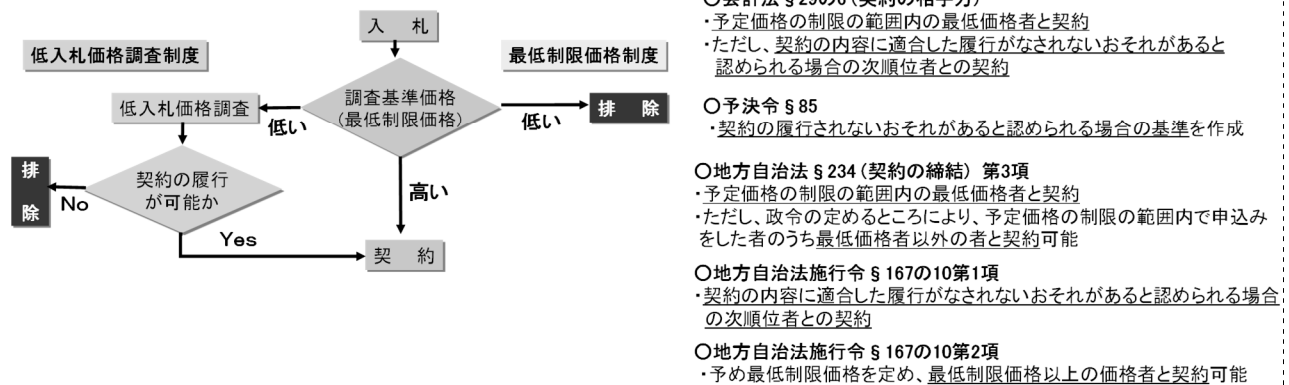
【解説】

○ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底¹⁾

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要については、以下のとおりである。

【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要】

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが（最低価格自動落札）、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格（地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



出典)「中央建設業審議会 第6回入札契約の適正化に関する検討委員会」(平成17年5月国土交通省)

「低入札価格調査制度」とは、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。

「最低制限価格制度」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の具体的な手続については、適正化指針において、以下のとおり定められている。

【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査の基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した低入札価格調査の基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら

ら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査の基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、低入札価格調査の基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。また、最低制限価格制度についても、地方公共団体の長は最低制限価格の設定等についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するなど、低入札価格調査制度に準じた対応に努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 4 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

○ 低入札価格調査基準を見直す 1) 2)

適正化指針において、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等を踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すことと定められている。

国土交通省では平成 31 年に低入札価格調査基準の範囲を見直している。また、低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルも同様に見直しており、他省庁や地方公共団体に対して周知している。

国土交通省におけるこれまでの低入札価格調査基準の見直しの状況については、以下のとおりである。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」⇒「一般管理費等×0.68」

現行	R4.4.1～
【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で設定 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×消費税	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で設定 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.68 上記の合計額×消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

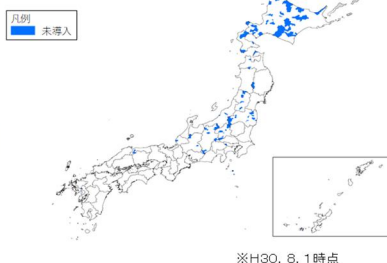
取組状況

H 2 7. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請	H 1 8	4 8 4 団体
H 2 8. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 0	3 5 9 団体
H 2 8. 4	低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）	H 2 2	2 7 2 団体
H 2 8.10	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 4	2 3 2 団体
H 2 9. 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 9	1 2 6 団体
H 2 9. 4	低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）	H 3 0	1 0 9 団体
H 3 1. 4	低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）		

最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～			
	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1612
	100.0%	100.0%	93.7%
いずれも未導入	0	0	109
	0%	0%	6.3%

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～			
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	132
	4.5%	5.0%	8.8%
基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.6%

<未導入団体の分布>



（参考資料）

- 1) 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 16 年 6 月（最終令和 4 年 2 月）国土交通省）
- 2) 「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和 61 年 6 月（最終令和 4 年 3 月）中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

○ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を入札の前には公表しない¹⁾

低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格は、入札の前には公表しないこととすることについて、適正化指針において以下のとおり定められている。

【低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

○ 予定価格については原則として事後公表¹⁾

予定価格の公表時期については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【予定価格の公表時期】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

(中略)

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

○ 談合等に対する発注者の関与を排除するための措置¹⁾

談合等に発注者が関与することは、国民の貴重な税金を原資として行われる公共事業に対する国民の信頼を根底から損なうものであり、あってはならないことである。

談合に対する発注者の関与の排除措置については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【談合に対する発注者の関与の防止】

第2 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手続の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

○ 入札金額の内訳書の提出

Ⅱ) 1) 2) 3)

入札金額の内訳書の提出については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【入札金額の内訳書の提出】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、法第13条第1項に基づき、入札金額の内訳を適切に確認するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 3 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

ii) 適正化指針 第2 4 (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

(参考資料)

1)「工事費内訳書の提出について」(令和3年3月国土交通省)

2)「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」
(令和3年3月国土交通省)

3)「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」
(平成26年12月総務省・国土交通省)

入札金額の内訳書の具体的な取扱い及び内訳書の確認における確認事項の例については、以下のとおりである。

【入札金額の内訳書の取扱い】

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要となります。
3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。
4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
 - ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
 - ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
 - ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとること
 などが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれては、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。

【簡易な内訳書の例】

(記入例)	平成〇年〇月
〇日	
殿	
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番〇号
商号又は名称	株式会社 〇〇建設
代表者 氏名	代表取締役 〇〇〇〇 印
工 事 費 内 訳 書	
工 事 名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工 種 等	見 積 金 額 (円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a + b + c + d)
共通仮設費計	B

現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

出典)「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」
(平成 26 年 12 月総務省・国土交通省)

【内訳書の確認事項の例】

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出または不備がある場合		

出典)「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」(令和 3 年 3 月国土交通省)

【指針本文】

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

工事の発注においては、工事に必要な情報等を適切に把握し、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な工期設定等を行うことにより、入札不調・不落の発生を極力回避することに努める。

入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や工期を適正に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し**、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、**積算内容を見直す方法**
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じたうえ、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

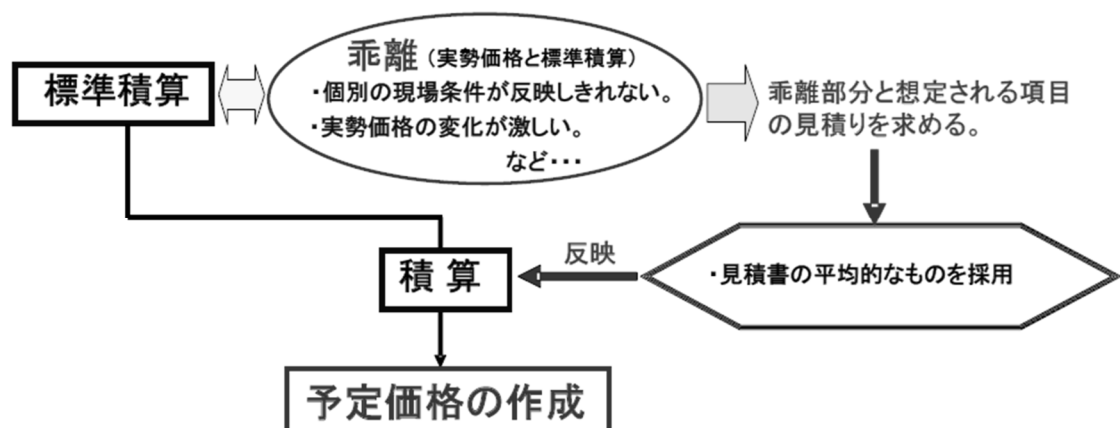
【解説】

○ 見積りを徴収し積算内容を見直す方法 1) 2)

地域や工種によっては、資材価格等の高騰や落札率の低下により収益性の低い工事への参加を手控えるなど、建設業者の応札行動が変化していることや、市場動向、施工条件・現場条件が多様化していることにより、標準積算では対応が困難となる場合がある。

国土交通省では、発注者の積算との乖離が大きく、入札不調・不落が頻発している工事において、標準積算の歩掛があっても、予定価格の作成に当たり応札者の見積りを活用する方式を試行している。

【見積り活用積算方式の概要】



出典) 国土交通省作成資料

なお、見積りを活用する方式を含む公共工事の円滑な施工を確保するための総合的な対策について、以下のとおりとりまとめられている。

【公共工事の円滑な施工確保について】

2. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について（適正化指針 第2-4 (1)）

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適切な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。また、積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないこと認められる場合においては、見積書を徴すること等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、予定価格を設定する際に適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

(2) ダンピング対策の強化について（適正化指針 第2-4 (3)）

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）を排除すること。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、適正化指針第2-4 (3)も参考に、同法第13条第1項の規定に基

づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について（適正化指針 第2 5 (4)）

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。特に猛暑日については工期に見込んでいた日数を仕様書等で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期の延長及びその日数に応じた請負代金の変更に必要な変更契約を適切に締結すること。さらに、工事現場における熱中症対策の観点から、共通仮設費や現場管理費における必要な費用計上を行うよう努めること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について（適正化指針 第2 5 (4)）

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について（適正化指針 第2 5 (1)）

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることはできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基

準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBG T値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているので、参考にされたい。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

4. 施工時期の平準化について（適正化指針 第25（2））

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や国庫債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

5. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について（適正化指針 第25（4））

積算に用いる資材単価については、物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行う、資材単価の設定に当たっての調査頻度を増加させるなどの対応をとること等により、地域の実情や市場における最新の实勢価格を適切に反映できるよう努めるとともに、最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の实勢価格を適切に反映するよう努めること。

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の運用基準を策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。その際、下記のウェブページ（参考2）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、参考にされたい。このうち、特に、いわゆる単品スライド条項（同条第5項）については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」

の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

（参考2）

○国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）技術者の専任等に係る取扱い等について（適正化指針 第25（5））

建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例による監理技術者の兼務、同法第26条の5による特例による特定営業所技術者と監理技術者の兼務、監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年12月13日付け国不建技第123号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

（2）情報通信技術の活用について（適正化指針 第25（6））

入契法第17条第2項の規定に基づき、建設業法第25条の28第3項による「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置が適確に講じられるよう、下請業者も含む建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

（3）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について（適正化指針 第22（1））

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(4) J V制度の活用について(適正化指針 第2 2 (1))

共同企業体(J V)は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用にあたっては、共同企業体運用準則(「共同企業体の在り方について」(昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号)第二)に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。また、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体について、品確法第7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

7. 書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について(適正化指針 第2 6 (2)等)

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。加えて、入契法第15条第2項の規定を踏まえ、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に積極的に努めること。

公共工事に係る手続きや書類の電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システム、電子契約システムやASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの整備等に努めること。特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定(参考3)し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化(電子化)に努めること。

また、入契法第4条及び第5条に基づく、入札及び契約に係る情報の公表を確実に実施するとともに、その公表にあたっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。なお、当該情報の公表が行われていない状態は法律に違反している状態であり、直ちに是正すること。

(参考3)

○北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル(案)、工事書類の簡素化 Q&A」

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000l2w9.html>

○東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」

<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html>

○関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu000000037.html>

○北陸地方整備局「土木工事現場必携 [土木工事書類作成マニュアル編]」

<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>

○中部地方整備局「土木工事書類作成提出要領、土木工事電子書類スリム化ガイド」

<https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>

○近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル(案)、土木工事書類作成スリム化ガイド」

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html

○中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類スリム化の手引き」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>

○四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」

http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html

○九州地方整備局「土木工事書類省力化ガイド」

http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html

○内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部「土木工事書類作成マニュアル(案)」

<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

8．入札契約手続の迅速化等について（適正化指針 第2-2（1））

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

9．地域の建設業者の受注機会の確保について（適正化指針 第2-2（1））

品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価、分離・分割発注などの適切な規模での発注に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

10．就労環境の改善について（適正化指針 第2-4（1）等）

令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。加えて、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のための環境整備のため、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

11．公共工事に関する調査等の円滑な実施について（適正化指針 第2-5（4））

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査等の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化

のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

1 2. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について（適正化指針 第3）

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、会計法等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手續の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手續の迅速な運用に努めること。

1 3. 地域の建設業団体等との緊密な連携について（適正化指針 第4 3）

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

出典）「（通達）公共工事の円滑な施工確保について」（令和6年12月国土交通省）

（参考資料）

- 1）「公共工事の円滑な施工確保について」（令和6年12月国土交通省）
- 2）「営繕工事において入札参加者に見積の提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月国土交通省）

【指針本文】

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入契法」という。）第2章及び第18条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、**適切に公表**することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に**評価の結果を公表**する。

また、**入札監視委員会等の第三者機関の活用等**により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により**中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み**を整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該**不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施**すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等への通知により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項の規定に違反していると疑うに足りる**事実**があるときは、入契法第10条の規定に基づき、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

【解説】

○ 公共工事標準請負契約約款 ¹⁾

建設工事請負契約は、当事者の意思の合致によるとはいうものの、多くが意思表示の不明確さ不完全さをもつとともに、その解釈規範としての民法の請負契約の規定も不十分である。このため、建設工事にかかわる紛争が生じやすいだけでなく、請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより契約条件が一方にだけ有利に定められ易く、いわゆる請負契約の片務性の問題を生じ、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれもある。このため、建設業法は、法律自体に請負契約の適正化のための規定（法第3章）をおくとともに、それに加えて、中央建設業審議会（中建審）が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告する（法第34条第2項）こととしている。

○ 入札及び契約に係る情報について適切に公表 ^{1) 2)}

入札及び契約に係る情報については、適正化指針に以下のとおり定められている。

【入札及び契約に係る情報】

第2 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。法第2章に定めるもの及びこれらの情報の公表にあたつては、原則としてインターネットを利用する方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後に遅滞なく公表することを原則としつつ、令第4条第2項ただし書及び第7条第2項ただし書に掲げるものにあつては契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領

ワ 施工体制の把握のための要領

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 1 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

(参考資料)

1)「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和4年9月)中央建設業審議会)

2)「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」

(平成13年3月(最終令和5年12月)国土交通省)

国土交通省では、閲覧、インターネット等により、入札及び契約に係る情報の公表を行っているところであり、その内容は以下のとおりである。（その他、有資格業者名簿や通達等の通則的事項も公表している。）

【国土交通省における入札及び契約の情報の公表項目】

公表項目	一般競争	指名競争	随意契約
一般競争参加資格	○	—	—
資格確認申請書提出者名	○	—	—
資格がないと認めた者・理由	○	—	—
入札予定年月日・等級区分	—	○	—
指名業者名及び指名業者の選定過程	—	○	—
随契理由	—	—	○
予定価格	○	○	○
予定価格の積算内訳	○	○	○
調査基準価格（低入札）	○	○	—
低入札調査結果の概要等	○	○	—
入札者名	○	○	—
入札金額	○	○	—
落札者名	○	○	—
落札金額	○	○	—
総合評価実施理由	○	○	—
落札基準	○	○	—
落札理由	○	○	—
苦情処理申立書面	○	○	○
回答書面	○	○	○
契約の内容（相手方の商号・住所・工事の名称・場所・種別・概要・工期・契約金額）	○	○	○
契約変更の内容・変更理由	○	○	○
工事成績評定点通知書（説明申立・回答書面も含む）	○	○	○

出典）国土交通省作成資料

○ 評価の結果を公表 ¹⁾

また、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により評価基準等の技術提案の評価の方法等を明らかにしている。また、契約締結後、競争参加者の知的財産の保護に留意した上で、早期に各業者の技術評価点等の評価の結果を評価項目ごとに公表している。

【評価結果の公表方法】

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 競争参加資格
- ③ 段階的選抜に関する基準
- ④ 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値

⑤ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

総合評価落札方式を適用した工事において、以下①②については、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、以下③～⑥については、契約後速やかに公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の価格評価点（加算方式の場合）
- ④ 各業者の技術評価点
- ⑤ 各業者の評価値
- ⑥ 技術提案の改善過程（技術提案評価型A型の場合）

段階的選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に公表するものとする。

表 落札結果の公表イメージ

予定価格 (消費税抜き)	300,000,000 円
調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000 円
基準評価値 (×1,000,000)	0.33333

入札調書（総合評価落札方式）

1. 件 名 ○○○○工事
 2. 所属事務所 ○○○○工事事務所
 3. 入札日時 令和○○年○月○○日 ○○時○○分

執行員
 立会員

業者名	第1回 入札価格 (千円)	加算点 + 施工体制評価点	標準点 + 加算点 + 施工体制評価点	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥ 基準 評価値	第2回 入札価格 (千円)	評価値 × 1,000,000 0	評価値 ≥ 基準 評価値	備考	摘要
A社	320,000	—	—	—						予定価格超過
B社	312,000	—	—	—						予定価格超過
E社	293,000	85.000	185.000	0.63139	○					落札
G社	345,000	—	—	—						予定価格超過
I社	280,000	63.500	163.500	0.58392	○					

上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終令和5年3月)国土交通省)

○ 入札監視委員会等の第三者機関の活用等 1) 2)

国土交通省では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、各地方整備局毎に学識経験者等の第三者を構成メンバーとする入札監視委員会を設置し、第三者の意見を適切に反映することとしている。

なお、入札監視委員会では、以下に掲げる事務を行うこととしている。

【入札監視委員会の事務】

委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
- ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

出典）「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月（最終平成31年3月）国土交通省）

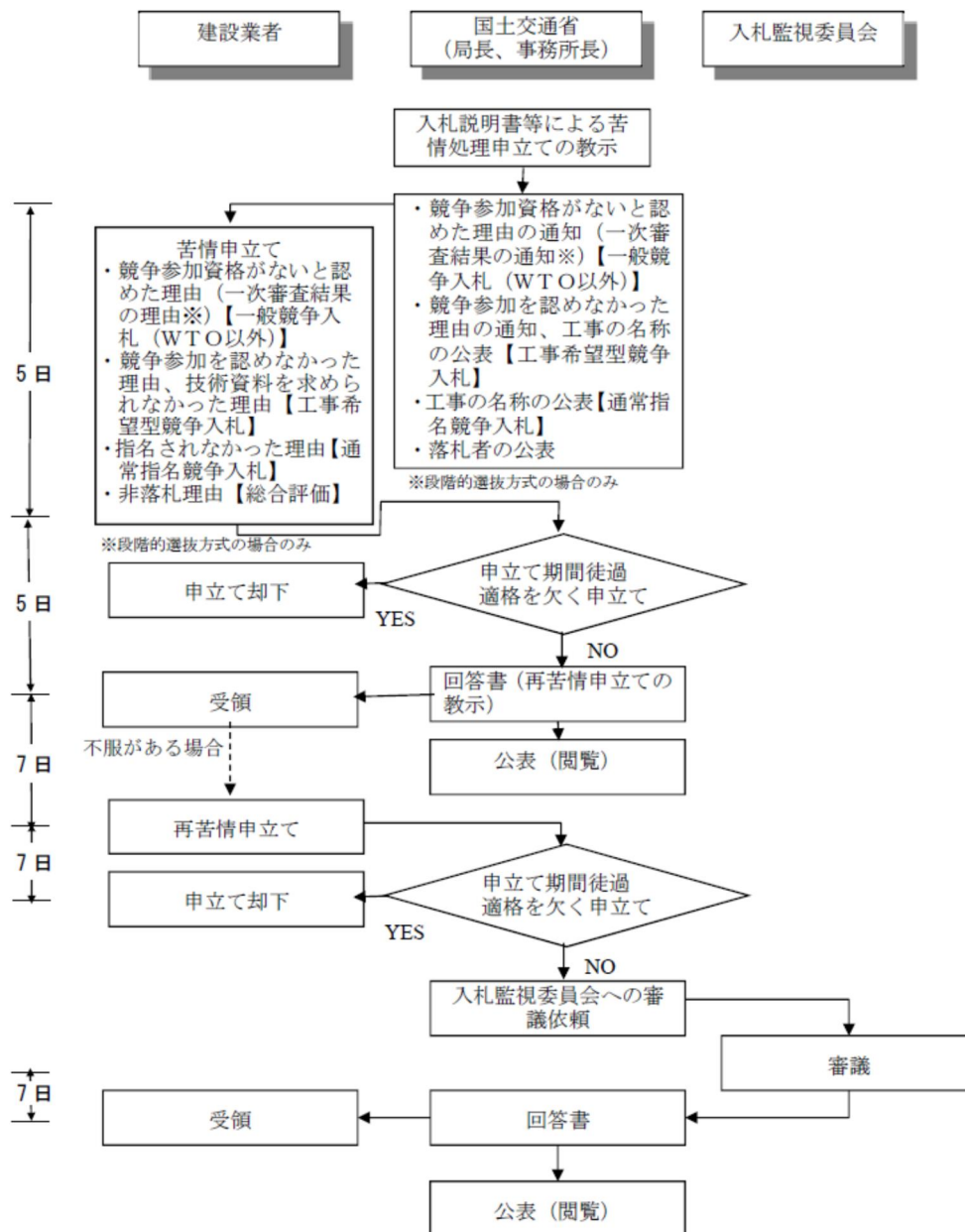
また、地方公共団体における第三者機関の運営に関することについては、国土交通省において、「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を作成している。

○ 中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み 3) 4)

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、発注者は入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合の受理や中立・公正な処理の仕組みについて整備する必要がある（国土交通省では、入札監視委員会を活用）。

なお、同様の観点から、入札図書等に対する質問等参加希望者からの問い合わせについても、適切に対応する必要がある。

【国土交通省における苦情処理手続】



出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

(参考資料)

- 1)「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成 13 年 3 月 (最終平成 31 年 3 月) 国土交通省)
- 2)「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」(平成 19 年 3 月 国土交通省)
- 3)「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」
(平成 13 年 3 月 (最終平成 18 年 10 月) 国土交通省)
- 4)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終令和 5 年 3 月) 国土交通省)

○ 不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施

1) Ⅱ) 1) 2)

公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし再発防止を図る観点から、談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為について指名停止等の措置を厳正に実施していく必要がある。

国土交通省では、指名停止等の措置の実施に当たり、恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ、指名停止基準を策定している。

【指名停止基準】

地方整備局の長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
（贈賄）	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4 ヶ月以上 12 ヶ月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3 ヶ月以上 9 ヶ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2 ヶ月以上 6 ヶ月以内
・	・
・	・

出典）「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月（最終令和2年12月）国土交通省）

入札談合によって損害を被った場合、事業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第25条や民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき、損害賠償請求を行うほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項を設定する等、様々な手段によって入札談合の再発防止に努めることとされている。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑い

3) 4)

国土交通省では、談合情報を得た場合等の独占禁止法違反行為があると疑うに足る事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表している。要領においては、内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意の上、定めている。

【地方整備局における公正入札調査委員会の設置】

○構成

公正入札調査委員会（以下「委員会」）は、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る建設工事等を所掌する課の長をもって構成する。

【談合情報対応マニュアル】

○入札談合に関する情報の把握

- ・職員は、入札談合に関する情報に接したときは可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。
- ・入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を局長等へ報告するとともに、委員会の事務局へ報告するものとする。
- ・事務局は、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

○公正取引委員会及び警察庁への通報

・通報の時期

⇒委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

・通報の方法

⇒公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。

⇒公正取引委員会への通報は、公正取引委員会の窓口に対し、委員会が行うものとする。

⇒警察庁への通報は、大臣官房会計課が行うものとする。

○事情聴取の実施方法

・事情聴取の実施者

⇒事情聴取は、本官契約においては委員会の複数の委員が実施するものとし、分任官契約においては副所長、経理課長等の複数の職員が実施するものとする。

⇒事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

（参考法令等）

i) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第 25 条

ii) 「民法」第 709 条（不法行為による損害賠償）

（参考資料）

1) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月（最終令和 2 年 12 月）国土交通省）

2) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」

（昭和 59 年 3 月（最終令和 2 年 3 月）中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

3) 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」

（令和 6 年 10 月公正取引委員会事務総局）

4) 「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成 22 年 9 月（最終令和 4 年 10 月）国土交通省）

・ 事情聴取の対象者

⇒事情聴取は、辞退者を含む競争参加資格確認申請書を提出した者全員に対して行うものとする。

⇒辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。

・ 事情聴取の実施時期

⇒事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。

出典)「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成 22 年 9 月(最終令和 4 年 10 月)国土交通省)

【指針本文】

1-3 工事施工段階

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

受注者が契約締結まで（競争入札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の情報について、関係者間での把握・共有等の取組を推進する。

施工条件を**適切**に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項（いわゆるスライド条項）を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

また、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる**全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項**等）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

入契法に基づき、資材高騰等の請負代金額や工期に影響を及ぼす事象が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際には、契約書及びスライド条項の適用に関する基準等に定めるところにより、誠実に協議に応じる。

【解 説】

○ 適切に設計図書の変更（施工条件）¹⁾

設計図書の変更に係る手続については、公共工事標準請負契約約款第18条において、以下のとおり定められている。

【設計図書の変更に係る手続】

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見し

たときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終令和 4 年 9 月)中央建設業審議会)

国土交通省では、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする入札時積算数量書活用方式を導入している。

○ 適切に設計図書の変更（追加工事等） 1) 2)

追加工事等に関する適切な契約変更については、国土交通省が作成した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、以下のとおり記載されている。

【追加工事等に伴う追加・変更契約】

建設業法第 19 条第 2 項では、請負契約の当事者は、追加工事又は変更工事（工事の一時中止に伴う中止期間中の工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備を含む。以下「追加工事等」という。）の発生により当初の請負契約書（以下「当初契約書」という。）に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である。

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行う必要がある。

- ①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
 - ②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期
 - ③追加工事等に係る契約単価の額

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月(最終令和 6 年 12 月)国土交通省)

(参考法令等)

i)「建設業法」第 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

(参考資料)

- 1)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終令和 4 年 9 月)中央建設業審議会)
- 2)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月(最終令和 6 年 12 月)国土交通省)
- 3)「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成 29 年 3 月国土交通省)

追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

【追加工事等に要する費用の一方的な負担】

追加・変更契約を行う場合には、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが必要である。

受注者が追加工事等を理由にした請負代金又は工期の変更の協議を申し出たにもかかわらず、発注者が事故の取引上の地位を不当に利用して協議に応じない等して、当該追加工事等を受注者に費用を負担させたことにより、請負代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月(最終令和6年12月)国土交通省)

○ いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項

1) 2) 3) 4) 5) 6)

7)

公共工事標準請負契約約款第26条においては、賃金水準又は物価水準の変動による、請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について規定されており、各発注者は、その請求があった場合は、変更の可否について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うことが必要である。

全体スライド条項は、請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、請負代金額の変更を請求することができることとしており、長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応している。

単品スライド条項は、特別な要因により特定資材の価格に著しい変動が生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド条項は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができることとしている。

国土交通省では、インフレスライド条項の運用基準を定めたところである。

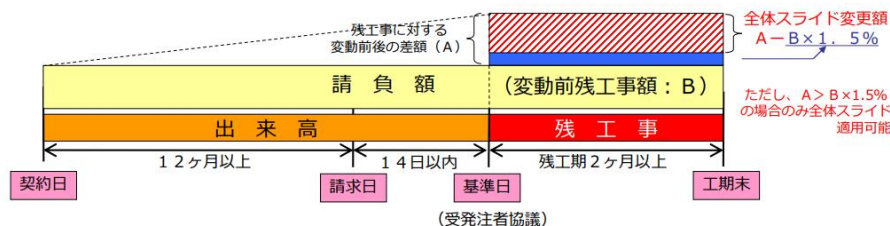
【全体スライド条項】

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第26条第1～4項(全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

全体スライド(工事請負契約書第26条第1項～第4項)



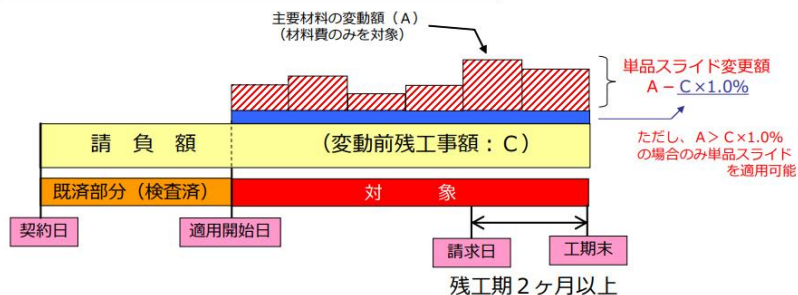
【単品スライド条項】

資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第26条第5項（単品スライド条項）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド（工事請負契約書第26条第5項）



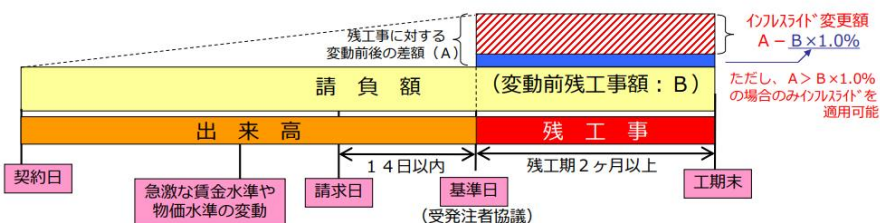
【インフレスライド条項】

工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）



出典）国土交通省作成資料

（参考資料）

- 1) 「公共工事標準請負契約約款」（昭和25年2月（最終令和4年9月）中央建設業審議会）
- 2) 「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成25年9月国土交通省）
- 3) 「工事請負契約書第26条第5項の運用について」（平成20年6月（最終令和4年6月）国土交通省）
- 4) 「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月国土交通省）
- 5) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月（最終平成31年3月）国土交通省）
- 6) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成26年1月国土交通省）
- 7) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」（平成26年2月国土交通省）

【指針本文】

(工事中の施工状況の確認等)

入契法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 (施工体制台帳の作成等) 又は建設業法第 22 条 (一括下請負の禁止) 若しくは第 26 条 (主任技術者及び監理技術者の設置) 等に違反していると疑うに足りる事実があるときは、下請業者等も含め工事中の施工状況を確認の上で、入契法第 11 条に基づき、建設業許可行政庁等に通知する。

当該通知の適切な実施のために、現場の**施工体制の把握のための要領**¹⁾を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って**現場の施工体制等を適切に確認**するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、**建設業許可行政庁等との連携**を図る。その際、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム (CCUS) 等のシステムを活用した施工体制の確認等により、受発注者の負担を軽減するよう努める。

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、**監督を適切に実施**する。その際、受発注者間におけるオンライン上での書類提出システムである ASP²⁾ (以下「ASP」という。) 等の情報共有システムや遠隔臨場など情報通信技術を活用して受発注者の負担を軽減するよう努める。低入札価格調査制度の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより**重点的な監督体制を整備**する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目 (不可視となる工事の埋戻しの前など) において、**必要な技術的な検査** (以下「技術検査」という。) を適切に実施する。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを監督・検査にも活用するなど検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や ISO9001 認証を活用して監督業務等を実施する。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。この技術検査の結果は工事の施工状況の評価 (以下「工事成績評定」という。) に反映させる。

参考

¹⁾ 例えば、「工事現場等における施工体制の点検要領」(国土交通省) など。

²⁾ 例えば、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省) を参照すること。

「指針本文」についての解説

II. 発注関係事務の適切な実施について

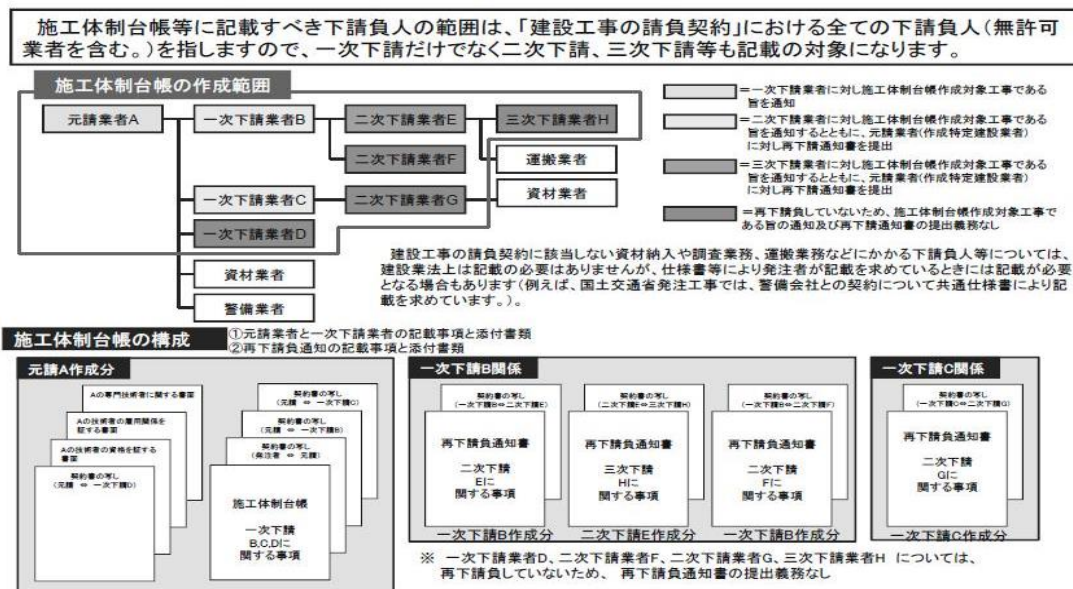
1 工事 1-3 工事施工段階

【解 説】

○ 施工体制台帳 1)

施工体制台帳は、下請業者など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいい、入札契約適正化法第15条第2項に基づき発注者に提出しなければならないこととされている。

【施工体制台帳の構成と記載範囲】



出典）国土交通省作成資料

○ 施工体制の把握のための要領 1) 2)

適正化指針において、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めることとされている。

国土交通省では、「施工体制台帳等活用マニュアル」や「施工体制点検要領」を策定している。

【施工体制台帳等活用マニュアル（チェックリスト）】

（別添1）

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・ 作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・ 建設工事の名称、内容及び工期		
・ 健康保険等の加入状況		
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）		
・ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・ 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・ 作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請		

出典）「施工体制台帳等活用マニュアル」（平成15年11月（最終平成31年3月）国土交通省）

「指針本文」についての解説

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1 工事 1－3 工事施工段階

(参考法令等)

i) 入札契約適正化法 第 15 条第 2 項 (適正化指針の策定等)

(参考資料)

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成 13 年 3 月国土交通省)

2) 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成 15 年 11 月 (最終平成 31 年 3 月) 国土交通省)

○ 現場の施工体制等を適切に確認、建設業許可行政庁等との連携 1) 2)

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、適正化指針において、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこととされている。

【施工体制台帳等の活用】

3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

(3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足る事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならない。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立ち入り検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。国土交通省においては、平成19年度から地方整備局等に「建設業法令順守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終平成31年3月)国土交通省)

【発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集】

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

ケース1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分 ◇施工体制における問題点 A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。 ◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。 ◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。
--

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終平成31年3月)国土交通省)

○ 監督を適切に実施 1) II) 3)

会計法第29条の11又は地方自治法第234条の2において、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を実施することが定められている。

【会計法第29条の11に規定される監督の実施】

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保す

るため必要な監督をしなければならない。

出典)「会計法」

【地方自治法第 234 条の 2 に規定される監督の実施】

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

出典)「地方自治法」

国土交通省では、「土木工事監督技術基準（案）」において、以下の項目について監督を実施している。

※「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務。

【監督項目】

1. 契約の履行の確保	2. 施工状況の確認等
(1) 契約図書の内容の把握	(1) 事前調査等
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定材料の確認
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認（段階確認）
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	(5) 工事施工状況の把握
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握
(7) 関連工事との調整	(7) 改造請求及び破壊による確認
(8) 工程把握及び工事促進指示	(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	3. 円滑な施工の確保
(10) 契約担当官等への報告（工事中止、工事事故、出来高等）	(1) 地元対応
	(2) 関係機関との協議・調整
	4. その他
	(1) 現場発生品の処理
	(2) 臨機の措置
	(3) 事故等に対する措置
	(5) 工事完成検査等の立会
	(6) 検査日の通知

出典)「土木工事監督技術基準（案）」（昭和 54 年 2 月（最終令和 4 年 3 月）国土交通省）

（参考法令等）

- i) 「会計法」第 29 条の 11
- ii) 「地方自治法」第 234 条の 2（契約の履行の確保）

（参考資料）

- 1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成 13 年 3 月国土交通省）
- 2) 「施工体制台帳等活用マニュアル」（平成 15 年 11 月（最終平成 31 年 3 月）国土交通省）
- 3) 「土木工事監督技術基準（案）」（昭和 54 年 2 月（最終令和 4 年 3 月）国土交通省）

○ 重点的な監督体制を整備 ¹⁾

国土交通省では、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対し影響のある工事、低入札価格調査制度調査対象工事、その他上記に類する工事について、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督）を実施している。

なお、対象工事は以下のとおりである。

【重点監督の対象工事】

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム(提高 30m 以上)
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ち PC 橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア(躯体高 30m 以上)

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、
標識工事、その他これに類するもの

- ・地方整備局長又は事務所長が必要と認めた工事

出典)「土木工事監督技術基準(案)」(昭和 54 年 2 月(最終令和 4 年 3 月)国土交通省)

○ 必要な技術的な検査(技術検査) ^{2) 3)}

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査(給付の完了の確認)と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

【工事検査の種類】

種類	目 的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	工事の完成を確認するための検査。 受注者からの完成通知を受けた日から14日以内(民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている)に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。	○	○	契約書第32条 技術検査要領第2第2項
既済部分検査	既済部分 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 受注者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。	○	※	※契約書第38条第42条 既済部分技術検査基準(案) (※中間技術検査と兼ねることが出来る。)
	完成部分検査 工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 受注者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。	○	○	契約書第39条 技術検査要領第2第2項
中間技術検査	当該工事の主要工種を考慮(不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、受注者に対する中間時点における“技術指導”の意味合いを持つ)し、工事施工の途中段階で行われる検査。 会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはない。 当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。(ただし、検査日については工事工程との調整もあることから受注者の意見も聞いて決めることとなる。)	※	○	技術検査要領第2第3項 (※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。) 検査技術基準
完成後技術検査	総合評価方式やV E提案方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定・機能が確保されているかどうかを確認する検査。 性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査(履行の確認)を行うことになる。 ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査により、引き渡しは行われ、対価の支払いは行われる。		○	技術検査要領第2第3項 技術検査基準第5条

(参考法令等)

- i) 「会計法」 第29条の11第2項
- ii) 品確法 第7条第1項(発注者の責務)

(参考資料)

- 1) 「土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について」(平成11年3月国土交通省)
- 2) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引きー実務者のための参考書ー」(平成22年7月国土交通省)
- 3) 「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月国土交通省)

部分 使用 検査	【監督職員による検査（確認を含む）】 工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査。 検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。	－	※	契約書第34条 （※中間技術検査 による検査（確 認）でも良い。）
----------------	--	---	---	--

【地方整備局土木工事技術検査基準（案）】

（中間技術検査）

第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

2 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。

3 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

出典）上段：「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－」（平成22年7月国土交通省）

下段：「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」（平成18年3月国土交通省）

【指針本文】

（公共工事に従事する者の労働環境の改善）

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、**元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置**や、請負代金内訳書への法定福利費の明示、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、前金払の速やかな実施や支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、**中間前金払・出来高部分払制度**や**下請セーフティネット債務保証事業**又は**地域建設業経営強化融資制度**の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

地域における建設業の担い手を中長期的に確保するためには、他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

労働環境の改善に関して、建設業法においては、国土交通大臣が、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況や、労働者の適切な処遇を確保するための措置の実施等について必要な調査を行い、その結果を公表することが規定され、品確法においては、国が公共工事の請負契約の締結の状況や、下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払、休日の付与等に関する実態の調査を行うとともに、これを踏まえた必要な施策の策定及び実施に努めることが規定された。発注者はこれらの内容に留意するとともに、施策の実施等に当たって必要な協力に努める。

【解説】

○ 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善

i) 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)

労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善については、基本方針において、以下のとおり定められている。

【労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善】

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

（中略）

また、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者や調査等を実施する者、これらの者に使用される技術者、

技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結され、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分については現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。また、技術開発並びにその成果の普及及び実用化の推進がされるとともに、開発された技術が新たな技術として活用されることも必要である。このため、価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度等の要素を勘案して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下「総合的に価値の最も高い資材等」という。）の採用、公共工事等に関する技術の研究開発の推進や、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用（データの適切な引継ぎ及び効果的な活用を含む。）等の **i-Construction** の推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向上を図る必要がある。また、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるようにも適切に配慮するとともに、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮する必要がある。

出典）「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

（令和6年12月閣議決定）

国土交通省では、発注工事に関し「建設産業における生産システム合理化指針」に沿った建設産業における生産システムの合理化が図られるよう、受注者に対し、その周知に努めることとしており、設計図書（現場説明書）に当該指針の順守に関する事項を記載することにより、受注者の指導の徹底を図っている。

【建設労働者の雇用条件等の改善】

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

別表2（雇用・労働条件の改善に関する部分のみ抜粋）

- （1）建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- （2）適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- （3）賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- （4）建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- （5）労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮す

ること。

出典)「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月国土交通省)

(参考法令等)

i) 基本方針 第1 (公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項)

(参考資料)

- 1) 「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月国土交通省)
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月(最終令和6年12月)国土交通省)
- 3) 「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月(最終令和6年12月)国土交通省)
- 4) 「平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(平成26年4月国土交通省)
- 5) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月国土交通省)
- 6) 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(平成26年8月国土交通省・建設業5団体)
- 7) 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成25年3月国土交通省)

また、発注者と受注者との間の取引において、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

Ⅰ. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

Ⅱ. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

8. 関係法令
 - 8-1. 独占禁止法との関係
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
 - 8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

Ⅲ. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで
左の関係先に通知。

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月(最終令和6年12月)国土交通省)

さらに、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法令の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的とした「建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

【元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

背景・目的

○法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

○認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

○法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

○法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定(平成19年6月)

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
- ・適切な工期の設定
- ・社会保険・労働保険への加入
- ・労働災害防止対策の実施者及び経費の負担者の区分の明確化(平成26年10月改訂) 等

○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

○関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体等
- ・建設業団体、商会議所、商工会 等

○建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者(下請負人) 等

効果

- 対等な元請下請関係の構築
- 元請下請間の公正・公平な取引の実現
- 不知による法令違反行為の未然防止

出典)「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月(最終令和6年12月)国土交通省)

こうした建設業法令遵守や元請下請関係の適正化に関する取組の一つとして、国土交通省各地方整備局等に建設業法令遵守推進本部が設置されており、令和6年度建設業法令遵守推進本部活動方針において、技能と労働者の資金原資である労務費の確保とその行き渡りのラメの措置が講じられたことを踏まえ、建設Gメンをはじめとした法令遵守に関する活動を進めていくことが記載されている。

【令和6年度建設業法令遵守推進本部活動方針】

1. 建設Gメンの実地調査

① 運用方針

建設Gメンの実地調査は、広く取引実態を把握した上で、その後の改善指導等に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、実地調査をより効率的に行うため、書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施し、注意喚起などの改善指導を行っていく。また、確度の高い疑義情報を収集すること等を目的に、下請Gメン等と連携を図り、取組をより効果的に行っていく。

実地調査により違反のおそれを把握した場合には、建設業許可部局による強制力のある立入検査等に繋げていくなど、運用の工夫を行いながら、実効性を確保していく。

② 主な調査内容

これまで、注文者による指値発注や一方的な請負代金の減額など、総価としての請負代金に係る不適正な取引行為について、主に調査を行い、その改善を図ってきている。

他方、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官

房・公正取引委員会）が策定されており、労務費の価格交渉について、注文者と受注者のそれぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されている。例えば、注文者に対しては、受注者から取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくことなどが採るべき行動として示されているが、特に、注文者が本指針に沿わない行為をした場合、独占禁止法上問題となりうるため、本指針に基づいた適切な対応が強く求められている。

また、改正建設業法が公布され、国が示す「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる額への変更依頼・請負契約の締結が禁止されるとともに、資材価格等の高騰に伴う請負代金変更に係る協議ルールの整備など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられた。新たに措置されたこれらのルールの施行を見据え、当該ルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要がある。

加えて、本年4月から、建設業に対する時間外労働規制の適用が始まった。今後は、長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していく必要がある。以上を踏まえ、今年度、建設Gメンの实地調査は、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対して、主に以下について調査をし、不適当な取引に対して改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、实地調査の対象工事において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引がある場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていく。

（1）適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは禁止されているが、これに加え、今後、改正建設業法により、建設業者が「適正な労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすることが禁止される。

そのため、労務費の交渉に係るこれらの新たなルールの施行を見据え、建設業者が注文者に提出した労務費の見積りの算出根拠や算出した見積額が不適当な金額となっていないか、注文者が労務費の見積額の変更を依頼した場合には当該変更後の労務費の算出根拠、当該算出した見積額が不適当な金額となっていないか等について確認を行う。また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないかについて確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

また、昨年10月から、インボイス制度が開始されている。これまでも、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額することや、元請負人が下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて転換したにもかかわらず、元請負人が下請負人と協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきている。实地調査においては、元請負人に、こうした不適正な取引行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

(2) 適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

また、契約締結後に、下請負人の責めに帰さない理由により、施工に必要な経費が上昇した場合などは、元請負人と下請負人で適切に請負代金の変更協議を行い、価格転嫁を行う必要があることから、当該変更協議の実施状況や、変更協議を申し出るための請負代金の変更規定が設定されているか否か等の確認を行う。

さらに、改正建設業法により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、請負代金変更の協議ルールが整備されたことを踏まえ、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況や、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況等について確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

出典)「令和6年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(令和6年7月国土交通省)

社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を適切に確保していくことが必要不可欠であり、国土交通省をはじめとする関係者が一体となって、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の普及に取り組んでいる。

【標準見積書を活用した法定福利費の確保】

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。**
- このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。**

2. 関係者の取組

【発注者】

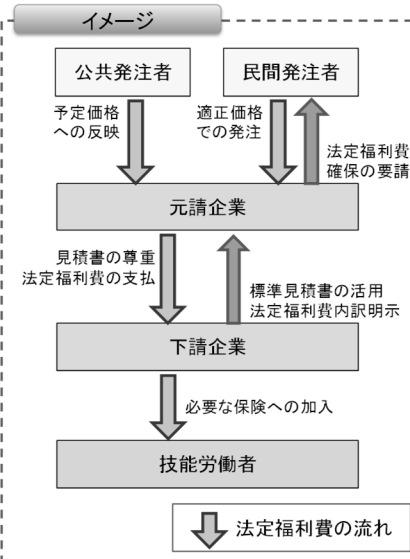
- 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。**
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。**

【下請企業】

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。**
- **技能労働者を必要な保険に加入させる。**



出典) 国土交通省作成資料

【完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援】

1.（2）完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日（土日）の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞			
補正無し		労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞			
補正無し		労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

出典)「令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定」(令和7年2月国土交通省)

女性も活躍できる現場環境の整備は、男女問わず誰もが働きやすく活躍できる現場づくりにつながることから、女性の更なる活躍を目指す「もっと女性が活躍できる行動計画」にも現場環境の整備を位置づけ、官民挙げた取組を推進することとしている。

【女性活躍推進に関する新計画策定について（案）】

【新計画策定について】

- 平成26年8月、建設業関連5団体と国土交通省が共同で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、これまで官民を挙げて女性活躍推進に取り組んできた。
- 今年度、策定から5年目を迎え、各団体等のこれまでの取組成果や課題等の整理を行い、今後、女性活躍に向けた取組をさらに一段進めるために、新たな計画を策定するもの。

【策定についての基本的な考え方】

- いきいきと女性が活躍できる建設業を目指すことは、男女問わず誰もが働きやすい業界になることを意味する。新計画の策定に当たっては、女性活躍推進のための取組をさらに全国津々浦々に浸透させ、オールジャパンで建設業の女性活躍に取り組むことを念頭に置く。
- そのため、新計画の策定段階から全国各地の建設業界等に参画して頂き、各地における女性活躍に向けた取組の機運の向上を図るとともに、今後の計画実行段階においても各地域で中心的な役割を担って頂くことを期待。

【「新計画策定委員会」－会議体の構成について－】

- 新計画の策定に当たって、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（平成26年8月国土交通省と建設5団体が共同で策定）の策定団体の他、昨年度発足した全国で展開する女性ネットワークをつなぐ「建設産業女性活躍推進ネットワーク」を加え、策定メンバーとする。
- さらに、新計画の策定にあたり、建設業界の実情を反映させたものとさせるため、新計画策定委員会を設置し具体的な議論をしていただくこととする。

新計画策定委員会

○構成メンバー

- ・（一社）日本建設業連合会
- ・（一社）全国建設業協会
- ・（一社）全国中小建設業協会
- ・（一社）建設産業専門団体連合会
- ・（一社）全国建設産業団体連合会
- ・建設産業女性活躍推進ネットワーク
- ・国土交通省

○開催スケジュール（案）

- ・第1回 令和元年7月5日（金）
現行計画の取組成果、課題等
新計画の策定について
意見交換
- ・第2回 令和元年10月
新計画骨子案の審議
- ・第3回 令和元年12月
新計画案の審議
新計画策定

2

出典）「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定のための委員会」

（令和元年7月（第1回）国土交通省・建設業5団体^{※1}・建設産業女性活躍推進ネットワーク^{※2}）

※1 （一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、（一社）全国建設産業団体連合会

※2 女性活躍を推進する団体間の交流や情報共有することを目的としたネットワーク

【女性の定着促進に向けた建設産業行動計画】

女性の定着促進に向けた建設産業行動計画～働きつづけられる建設産業を目指して～国土交通省

Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind

- 建設産業では、業界全体を活性化させるため男女問わず誰もが働きやすい業界とすることを目的に、平成26年8月の前計画策定以降、官民が一体となって、女性の入職促進や就労継続に向けた様々な取組を実施。一方、新・担い手3法、i-Construction、建設キャリアアップシステムなど建設産業を取り巻く環境が変化。
- こうした取組をさらに促進するためには就業の継続が大きな課題であることが顕在化したことから、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的としつつ、「働きつづけられるための環境整備」を中心に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。

計画の柱	官民を挙げた目標	取組内容（主な取組例）														
働きつづけられるための環境整備を進める	「女性の入職者数に対する離職者数の割合」を令和6年までの間、前年度比で減少させる。	1. 建設産業の女性定着に向けた意識改革の必要性　イクボス宣言の推進（社内広報などで宣言を見える化） 2. 働き方改革の取組の推進　施工時期の平準化の推進、適正な工期の設定 3. 「働きがい」と「働きやすさ」が両立できる環境の整備 柔軟な働き方（短時間勤務制、フレックスタイム制、テレワーク、ワークシェアリングなど）ができる環境整備 4. 働きやすい現場の労働環境の整備　工事の現場において快適トイレや更衣室などの導入促進 5. 復職に向けたサポート環境の整備 建設キャリアアップシステムを活用して職場復帰時に就業履歴を証明、能力評価基準を活用してキャリアパス例を提示 6. 更にスキルアップできる環境を整える　Web学習プログラムなどの職場外での技術・技能向上に向けた機会の提供														
	<table><tr><td></td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td></tr><tr><td>建設業</td><td>71.0%</td><td>103.7%</td><td>79.7%</td><td>66.7%</td></tr><tr><td>産業計</td><td>85.3%</td><td>88.4%</td><td>91.6%</td><td>92.0%</td></tr></table> 出典：雇用動向調査を基に国土交通省で算出		2014	2015	2016	2017	建設業	71.0%	103.7%	79.7%	66.7%	産業計	85.3%	88.4%	91.6%	92.0%
	2014	2015	2016	2017												
建設業	71.0%	103.7%	79.7%	66.7%												
産業計	85.3%	88.4%	91.6%	92.0%												
女性に選ばれたる建設産業を目指す	「入職者に占める女性の割合」を令和6年までの間、前年度比で増加させる。	1. 建設産業の魅力、働きがいの発信などによるイメージ戦略 教育現場と連携した、学生とその保護者に対する建設産業の魅力のPR活動（現場見学会や出前講座の実施など） 2. 企業や業界団体の女性定着に関する理解の促進　女性定着に関する企業の好事例の情報発信 3. 新しい建設産業の魅力を創造・発信　i-Constructionの取組などの建設産業における働き方改革の取組についての情報発信 4. 女性が活躍している仕事例の紹介　女性が活躍している仕事例の事例を収集し、情報発信 5. えるばし、くろみんの認定取得に向けた取組を促進 アンケート調査を通じた認定取得に向けた取組の実態把握や、その結果を踏まえた実効性のある取組（説明会における認定取得に向けた働きかけなど）を業界と連携して実施 6. 建設産業に関係する制度の整備など　建設業の現場における労働法制の影響などに関する整理（女性技能者の坑内労働など）														
	<table><tr><td></td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td></tr><tr><td>建設業</td><td>19.5%</td><td>15.0%</td><td>21.2%</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>産業計</td><td>54.6%</td><td>52.9%</td><td>52.9%</td><td>51.3%</td></tr></table> 出典：雇用動向調査を基に国土交通省で算出		2014	2015	2016	2017	建設業	19.5%	15.0%	21.2%	19.4%	産業計	54.6%	52.9%	52.9%	51.3%
	2014	2015	2016	2017												
建設業	19.5%	15.0%	21.2%	19.4%												
産業計	54.6%	52.9%	52.9%	51.3%												
建設産業で働く女性を応援する取組を全国に根付かせる	①令和6年までに新計画の内容の認知度100%を目指す。 ②令和6年までに都道府県単位で活動している団体の「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入をすべての都道府県で目指す	1. 計画の普及を図るための広報活動 新計画策定委員会に参加していない業界団体に対するPR方法の検討 2. 建設産業女性定着支援ネットワークのさらなる活動の充実、全国展開 建設産業女性定着支援ネットワークの構成団体が各地で行う地域ぐるみの活動の支援 3. 地域中小建設企業における女性技術者・技能者の確保・育成 各地域における女性定着のための取組の推進														

出典）「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画～働きつづけられる建設産業を目指して～Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind」（令和2年1月国土交通省）

○ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置 ¹⁾

国土交通省では、社会保険等未加入対策について、元請業者だけでなく、下請業者も対象に含めて取り組んでいる。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 契約上の義務として元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止し、違反した場合は、元請業者に対し、制裁金の請求や、指名停止、工事成績評定の減点の措置を講ずる。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

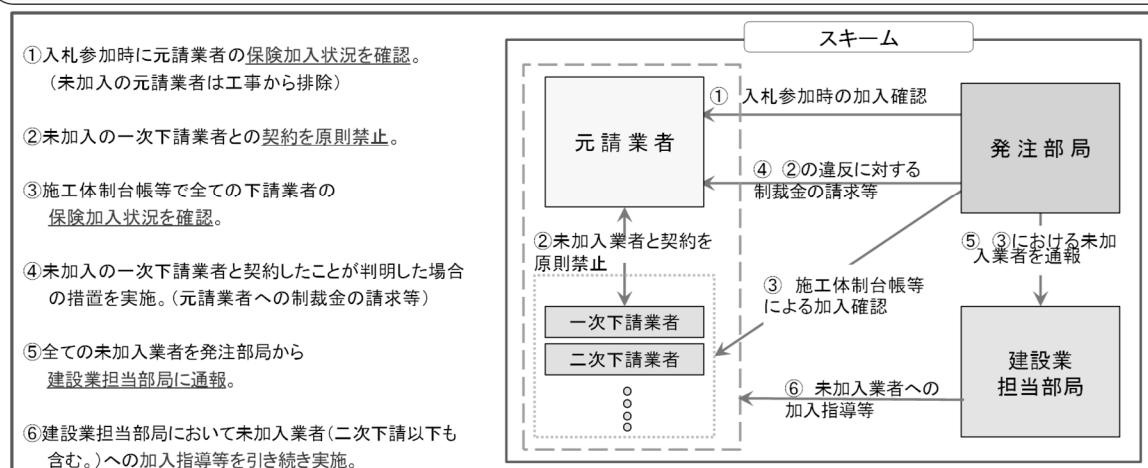
【国土交通省における社会保険等未加入対策】（再掲）

○ 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。

・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

(※) 建築一式工事の場合は4500万円



○ 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典) 国土交通省作成資料

「指針本文」についての解説

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1 工事 1-3 工事施工段階

また、一次下請業者の社会保険等の加入状況の確認方法については、施工体制台帳や再下請負通知書における「健康保険等の加入状況」欄により確認している（下請業者に変更があった際には、これらの文書を速やかに提出するよう求め、加入状況を確認している）。

【施工体制台帳の確認】

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

〔会社名〕 _____

〔事業所名〕 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日	
	大区分	特定	第 号	年 月 日
工事名称及び内容	大区分	特定	第 号	年 月 日
	大区分	特定	第 号	年 月 日

工事名称及び内容

発注者名及び住所

工期 自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

契約区分	名称	住所
下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理番号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約				
	下請契約				

発注者の監督員名

権限及び意見 申出方法

元請については、入札段階でチェックしているため、この箇所は全て「加入」又は「適用除外」となっている。

意見方法 意見内容

内容

内容

内容

担当 工事内容

担当 工事内容

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び内容	
工期 自 年 月 日 至 年 月 日	
建設業の許可	施工に 大区分 特定 第 号 大区分 特定 第 号 大区分 特定 第 号
健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 加入 未加入 適用除外 雇用保険 加入 未加入 適用除外
事業所整理番号等	営業所の名称 健康保険 厚生年金保険 雇用保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名 専任 兼専任	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

・発注者と作成特定建設業者の請負契約及び作成特定建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

・監理技術者が監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

出典）国土交通省作成資料

（参考資料）

- 1) 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月国土交通省）

○ 下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進

1) 2) 3) 4) 5)

総務省及び国土交通省は、各地方公共団体に対し、下請業者や労働者等に対する円滑な支払の促進に資する前金払・中間前金払の導入・拡大の促進について、以下のとおり要請している。

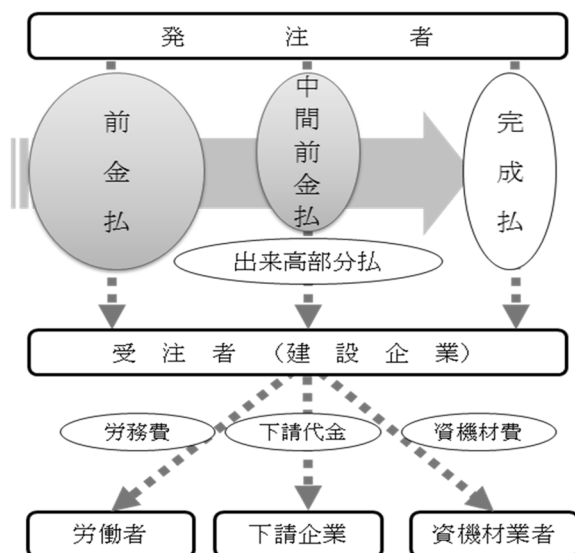
【前金払・中間前金払の導入・拡大の促進】

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、会計法等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

出典）「公共工事の円滑な施工確保について」（令和6年12月総務省・国土交通省）

【前金払の活用】

< 前金払による工事資金の流れ（イメージ） >



出典）国土交通省作成資料

○ 中間前金払制度 ⁵⁾

「中間前金払制度」とは、工期の2分の1を経過していること、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、既に行われた工事に要する経費が請負代金額の2分の1以上に達することを発注者が認定し、発注者が当初の前払金に加え、請負代金額の2割以内の前払金を追加支出する制度である。

国土交通省では、中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化に取り組んでいる。

【中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化】

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱いについて」（昭和47年7月25日建設省発第634号）における認定資料としては、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

出典)「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」
(令和2年3月国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「公共工事の円滑な施工確保について」（令和6年12月総務省・国土交通省）
- 2) 「中間前金払制度の創設等について」（平成11年2月国土交通省）
- 3) 「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月国土交通省）
- 4) 「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」
(平成14年12月（最終平成22年12月）国土交通省)
- 5) 「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」
(令和2年3月国土交通省)

【中間前払金制度とは】

中間前払金制度の概要

- 中間前払金制度とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、**工期半ばで2割を追加（合計6割）**して前払いするもの。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正によりH11.2.17から制度の導入が可能。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することが可能。
 - 当初の前払金が支出されていること
 - 工期の2分の1を経過していること
 - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高に対する支払いとなるため、出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記**要件の確認は原則書類のみ**で行うなど、極めて簡易な事務手続き。
- 特に、厳しい資金繰りに迫られている零細な元請建設企業の資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労務者に対する賃金支払いに関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は**原則書類のみ**で行うなど、極めて簡易な事務手続きによる資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率（0.23%～0.35%）を下回る**低廉なコスト（保証料一律0.065%）**。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上、労使関係の安定化**につながるとともに、**法令順守の観点からも適切な対応**。

出典）「建設業者の経営支援等について 2.資金繰り対策」（国土交通省関東地方整備局 HP）

○ 出来高部分払制度¹⁾

「出来高部分払制度」とは、工事の完成前に工事の出来高等に応じて短い間隔で部分払いを行う制度である。

国土交通省では、以下のとおり、出来高部分払制度を運用している。

【出来高部分払方式とは】

＜出来高部分払の目的＞

出来高部分払方式は、支払いの間隔が長く回数の少ない、現行の前金払方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すもの。

＜対象となる工事＞

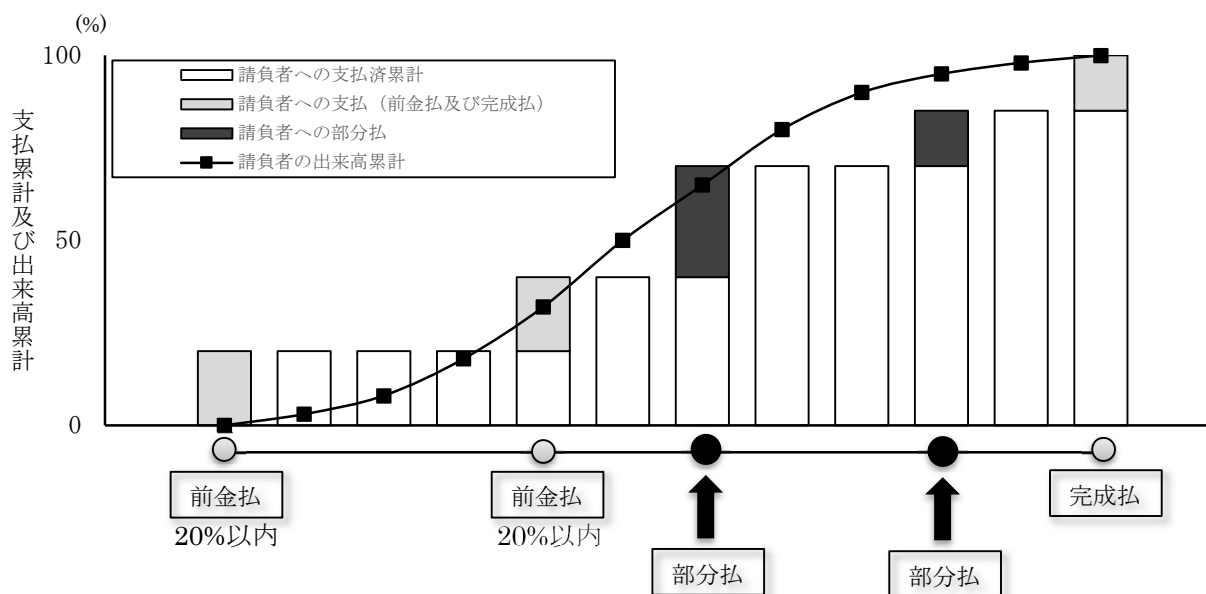
工期が180日を超える工事

＜支払回数＞

受注者は、前金の他に出来高に応じて区切の良い時に部分払を請求できる。請求に対し、検査職員は既済部分検査を実施する。なお、約90日に1回の頻度で請求できる。

＜留意事項＞

前金払は、請負代金額の40%以内を分割払（当初20%、年度内の出来高が2割を達成もしくは4ヶ月経過で残り20%以内。ただし、工期270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮）。



出典) 国土交通省作成資料

（参考資料）

1) 「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月国土交通省）

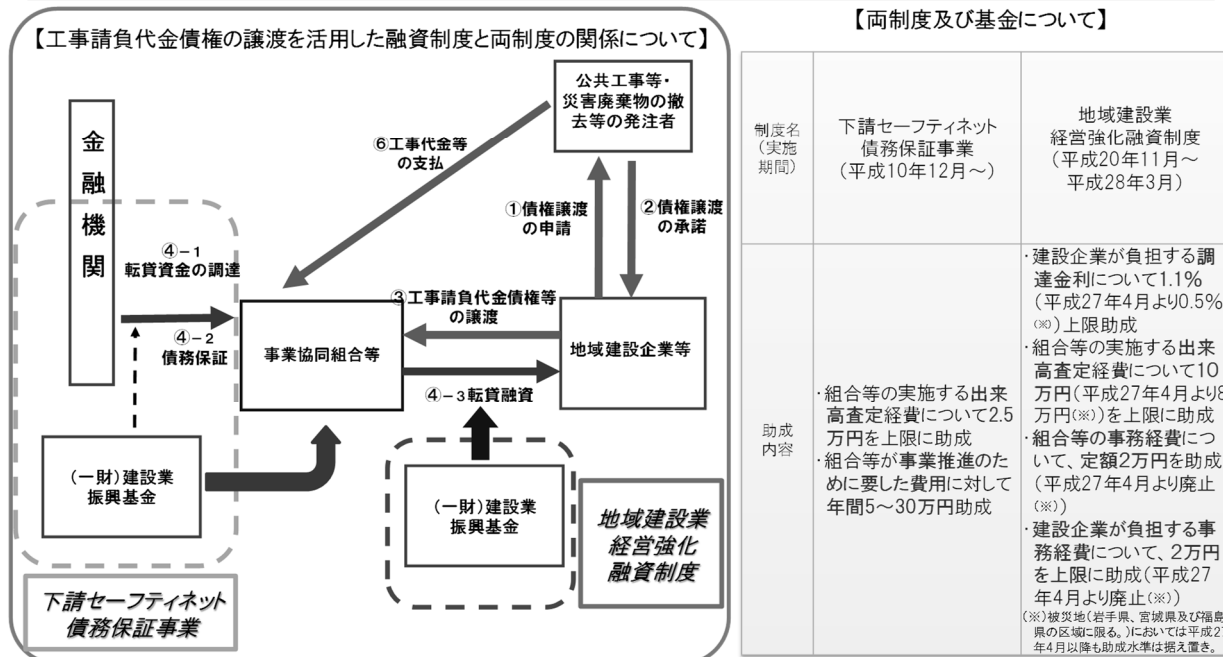
○ 下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度

1) 2) 3) 4)

下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の概要については、以下のとおりである。

【下請セーフティネット債務保証事業と地域建設業経営強化融資制度】

- 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度自体については、実施期間の年限がない『下請セーフティネット債務保証事業』によるもの
- 融資制度のさらなる利用促進を図るため、調達金利の助成等を通じて建設企業の負担軽減を図っているものが、事業時限のある『地域建設業経営強化融資制度』



出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、これら制度を運用する上で必要となる債権譲渡については、公共工事標準請負契約約款第5条ただし書に基づき認めることとしている。

【債権譲渡】

(権利義務の譲渡等)

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が第三十二条第二項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成二十年十月十七日国総建第百九十七号、国総建整第百五十四号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十八条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。注第三項を使用しない場合は、同項及び第四項を削除する。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和4年9月)中央建設業審議会)

【公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度】

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」に基づく下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間、下記のとおり実施することとしたので、積極的に活用されたい。なお、国土交通省の直轄工事においても、このたび本制度に係る工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

出典)「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)

(参考資料)

- 1)「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月(最終令和6年12月)国土交通省)
- 2)「中間前金払制度の創設等について」(平成11年2月国土交通省)
- 3)「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)
- 4)「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」(平成14年12月(最終平成22年12月)国土交通省)

【指針本文】

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（地質調査業者、専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書の照査等を実施した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

BIM/CIMを適用することにより、工事に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努める。

ASP等の情報共有システムを活用し、工事関係書類の電子化に取り組むとともに、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化及び書類の二重作成・提出の防止などを推進する。

工事を円滑かつ効率的に進めるため、**受発注者間における仕事の進め方**として、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンス¹⁾を推進する。

設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針²⁾の策定に努め、これを活用する。

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

また、材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

また、受発注者双方の省力化のため、書類の簡素化を積極的に推進する。

参考

1) 例えば、「工事環境の改善－ウィークリースタンスの取組－」「ワンデーレスポンスについて」（国土交通省 関東地方整備局）など。

2) 例えば、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）など

【解説】

○ 設計思想の伝達及び情報共有¹⁾

国土交通省では、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議（三者会議）を開催し、必要に応じて専門工事業者も適宜参画したうえで、設計思想の伝達及び情報共有に努めている。

【三者会議の概要】

（1）開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

（2）参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

（3）参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

出典)「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」(平成21年5月国土交通省)

【三者会議】

1. 三者会議の目的

- ◆ 工事目的物の品質確保を目的として、発注者、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施、設計思想の伝達及び情報共有を図る

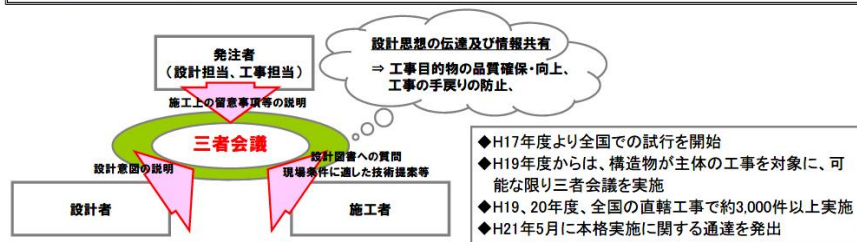
2. 三者会議の概要

- ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催し、発注者（設計、工事発注、工事監督の各担当）、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）の出席を基本とする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することも可能

- ◆ 発注者からは施工上の留意事項の説明、設計者からは設計意図の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る

3. 三者会議の活用が有効な工事

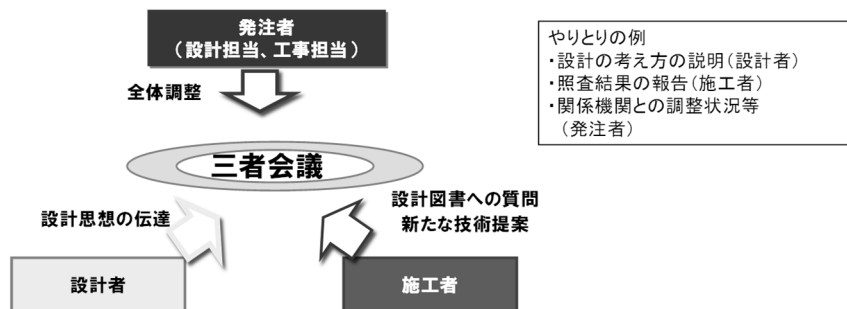
- ◆ 現場条件が特殊、施工に要する技術が新規又は高度等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」(平成30年8月国土交通省)

【三者会議（イメージ）】

- ・三者会議とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み



出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、営繕工事において、設計意図の的確な反映のため、設計意図を遅延なく伝達する取組や生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化に努めている。

（参考資料）

- 1)「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」(平成21年5月国土交通省)

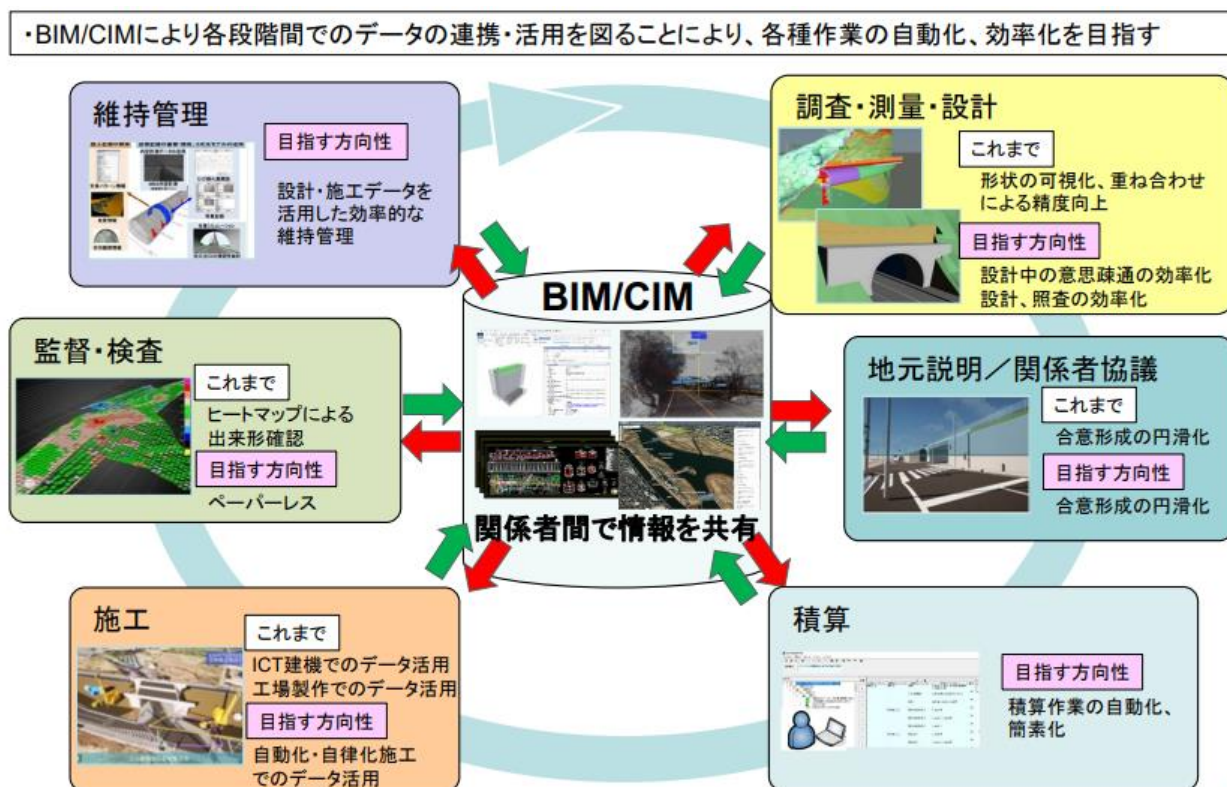
○ BIM/CIM を適用 1) 2)

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) 導入の目的は、建設事業で取り扱う情報をデジタルデータとして統合管理することで、受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設生産・管理システム全体の効率化を図ることである。

3次元モデルや点群データ、GIS など、目的に応じたデータやツールを活用し、建設事業で取り扱う情報を統合管理することで効率的に事業を進めていくことが可能となる。

国土交通省では、受発注者の省人化や生産性向上を目的に、令和5年度から直轄土木業務・工事にBIM/CIMを原則適用している。

【BIM/CIM によるこれまでの取組と今後の方向性】



出典)「第12回BIM/CIM推進委員会」(令和6年7月国土交通省)

(参考資料)

1) BIM/CIM 取扱要領 (令和7年3月国土交通省)

2) 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針

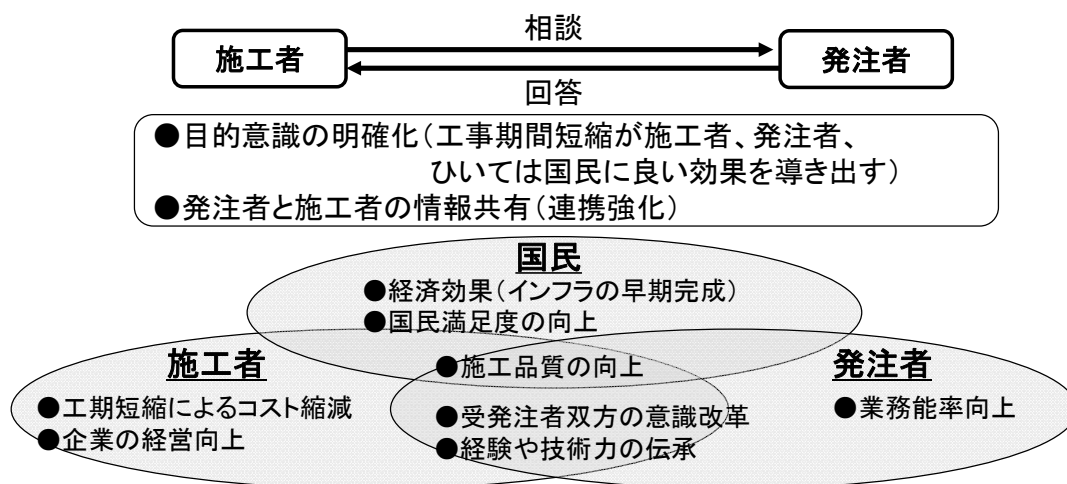
(リンク https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000158.html)

○ 受発注者間における仕事の進め方 ^{1) 2)}

国土交通省では、現場の問題発生に対する迅速な対応の実施により、問題解決の迅速化を図るため、受注者からの協議等に対して即日対応を基本とする取組（ワンデーレスポンス）や計画的な工事の施工を確保しつつ、非効率なやり方の工事現場の環境等を改善するための取組（ウィークリースタンス）を実施している。

【ワンデーレスポンス（イメージ）】

・ワンデーレスポンスとは、
受注者からの問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することである。



出典) 国土交通省作成資料

【ワンデーレスポンスの実施方法】

・基本は「即日対応」

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- (3) 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

出典) 「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」（平成 19 年 3 月国土交通省）

【ウィークリースタンス 実施要領（工事）】（中部地方整備局）

2024年4月から建設業界にも適用される残業時間の上限規制を踏まえ、工事現場環境の改善に向けた取り組みを実施

■対象工事

すべての工事（港湾空港部、営繕部関係の工事は除く）

■取組内容

設定項目を参考にして、受発注者相互で工事特性等を勘案し取り組む内容を確認・共有した内容を施工計画書に記載する。

なお、災害復旧工事、経常維持工事などにおける緊急を要する作業の場合は、この限りでは無い

【設定項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
 - (2) 休日前（金曜日）は新たな依頼をしない
 - (3) 16時以降の打合せ、現地立会は行わない
 - (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する
 - (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
 - (6) WEBによる打合を積極的に導入する
- ※緊急を要する場合等はこの内容によらず適切に対応する



休日前の依頼。休日明けの提出。しない。



16時以降の打合せ、現地立会は行わない



※作業内容によって適切に設定。

作業内容によって、適切な作業時間を設定

WEBによる打合を積極的に導入



出典)「ウィークリースタンス実施要領（工事）」（令和5年11月国土交通省中部地方整備局）

○ 設計変更手続の円滑な実施

3)

国土交通省では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや工事の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となるガイドラインを策定している。

【設計変更ガイドライン・工事一時中止ガイドライン】

・設計変更(工事一時中止) ガイドラインとは、

設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

設計変更ガイドライン記載事例

■設計変更が可能なケース

- ・ 仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・ 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

■設計変更資料の作成をルール化

- ・ 設計変更のための資料作成については、受発注者の協議に基づき実施し、費用については変更の対象とする。(H23～)

工事一時中止に係るガイドライン記載事例

■発注者の中止指示の責務

- ・ 請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■中止の指示・通知

- ・ 中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

■請負代金額又は工期の変更

特記仕様書への位置づけ

第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（国土交通省〇〇地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」（国土交通省）によることとする。

出典) 国土交通省作成資料

なお、公共建築工事については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（最終令和2年6月）国土交通省）を策定している。

(参考資料)

- 1) 「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」（平成19年3月国土交通省）
- 2) 「ウィークリースタンス実施要領（工事）」（令和5年11月国土交通省中部地方整備局）
- 3) 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（最終令和2年6月）国土交通省）

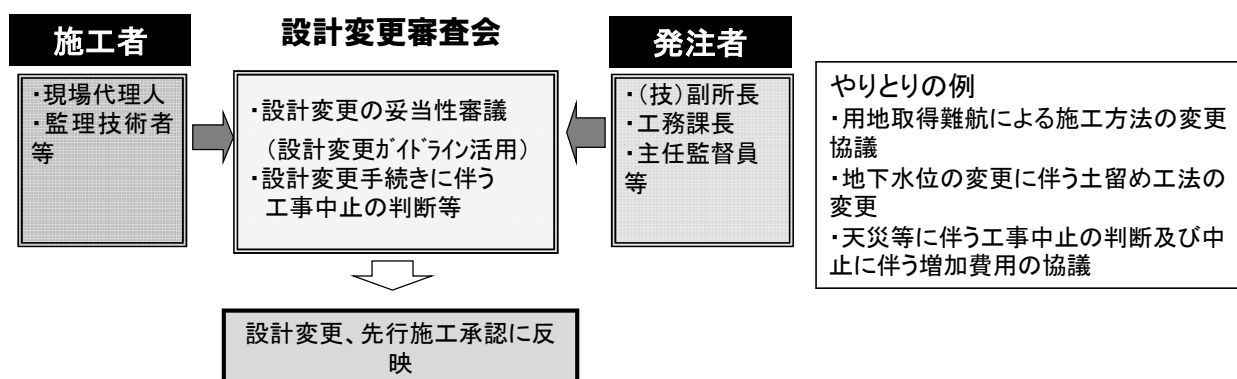
○ 設計変更の手続の迅速化

国土交通省では、受発注者双方が一堂に集まり、その場で変更の妥当性や工事の一時中止の判断などを協議する会議（設計変更審査会）を開催し、設計変更の手続の迅速化に努めている。

【設計変更審査会（イメージ）】

・設計変更審査会とは、

設計変更の手続の透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み



出典) 国土交通省作成資料

【指針本文】

1－4 工事完成後

（適切な技術検査・工事成績評定等）

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に**工事の完成を確認するための検査**を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、**工事成績評定を適切に行うために必要となる要領¹⁾や技術基準**をあらかじめ策定する。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを検査にも活用することで検査書類等の簡素化や作業の効率化に努めるとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や ISO9001 認証を活用して検査等を実施する。

工事の実績等については、コリンズを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

（情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ）

工事で得られたデータは、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に引き継ぐとともに、将来の AI 活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、建設事業における情報共有・管理の標準的なプロセスが規定された国際規格 ISO19650 に基づく CDE（共通データ環境）※を構築するなど、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認し、地盤情報データベースに登録するなど関係者間で共有できるよう努める。

※ Common Data Environment の略

（完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価）

工事の内容、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

参考

1)例えば、「請負工事成績評定要領」（国土交通省）など。

2)ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省）を活用すること。

【解 説】

○ 工事の完成を確認するための検査、技術検査 1) Ⅱ) 1)

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査（給付の完了の確認）と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

【工事検査の種類】（再掲）

種類	目 的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	工事の完成を確認するための検査。 受注者からの完成通知を受けた日から 14 日以内（民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている）に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。	○	○	契約書第 32 条 技術検査要領第 2 第 2 項
既済部分検査	既済部分 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 受注者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。	○	※	※契約書第 38 条第 4 2 条 既済部分技術検査基準（案） （※中間技術検査と兼ねることができる。）
	完成部分検査 工事の完成前に設計図書で予め指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 受注者から指定部分の完成通知を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。	○	○	契約書第 39 条 技術検査要領第 2 第 2 項
中間技術検査	当該工事の主要工種を考慮（不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、受注者に対する中間時点における“技術指導”の意味合いを持つ）し、工事施工の途中段階で行われる検査。 会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはない。 当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。（ただし、検査日については工事工程との調整もあることから受注者の意見も聞いて決めることとなる。）	※	○	技術検査要領第 2 第 3 項 （※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。） 検査技術基準
完成後技術検査	総合評価方式や V E 提案方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査。 性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。 ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査により、引き渡しは行われ、対価の支払いは行われる。		○	技術検査要領第 2 第 3 項 技術検査基準第 5 条

出典)「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－」
(平成 22 年 7 月国土交通省)

「指針本文」についての解説

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1 工事 1-4 工事完成后

(参考法令等)

i) 「会計法」第 29 条の 11 第 2 項

ii) 品確法 第 7 条第 1 項（発注者の責務）

(参考資料)

1) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－」

(平成 22 年 7 月国土交通省)

○ 工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準 1) 2) 3) 4)

国土交通省では、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的に、請負工事の工事成績評定を実施している。

工事成績の評定点は考查項目ごとに評価を行い、基礎点（65点）と加減点の合計により算出している。

【工事成績評定制度の概要】**評定の対象**

○原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事

評価項目等

考查項目	細別	評価内容	評定点内訳 ()は基礎点
1 施工体制	I 施工体制一般	施工計画書及び施工体制の履行状況を評価	3.3点 (2.9点)
	II 配置技術者	現場代理人、主任(監理)技術者等の職務執行状況を評価	4.1点 (2.9点)
2 施工状況	I 施工管理	施工管理の実施状況を評価	13.0点 (9.4点)
	II 工程管理	工程管理の実施状況を評価	8.1点 (6.1点)
	III 安全対策	安全管理上の措置の実施状況を評価	8.8点 (6.2点)
	IV 対外関係	関係機関や工事関係者等との調整状況を評価	3.7点 (2.9点)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	目的物の位置、出来形寸法の適合状況を評価	14.9点 (9.3点)
	II 品質	目的物の使用材料品質、施工品質の適合状況を評価	17.4点 (9.4点)
	III 出来ばえ	目的物の仕上がり状況を評価	8.5点 (6.5点)
4 工事特性	I 施工条件等への対応	特殊な工事内容や現場作業条件への対応状況を評価	7.3点 (3.3点)
5 創意工夫	I 創意工夫	工事に際して工夫した内容や新技術活用等の実施状況を評価	5.7点 (2.9点)
6 社会性等	I 地域への貢献等	周辺環境への配慮や住民とのコミュニケーション等の取組状況を評価	5.2点 (3.2点)
7 法令遵守等	※適用する場合のみ評価 施工に起因した事故の発生や不誠実な行為等が判明した場合に適用		減点
評 定 点 合 計			100点 (65点)

出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評定時の参考となるよう、「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」を作成している。

（参考法令等）

- 1) 「請負工事成績評定要領の一部改正について」（平成 22 年 3 月国土交通省）
- 2) 「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について」（平成 13 年 3 月（最終令和 6 年 3 月）国土交通省）
- 3) 「請負工事成績評定要領」（平成 13 年 3 月（最終平成 22 年 3 月）国土交通省）
- 4) 「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成 22 年 2 月国土交通省中部地方整備局）

【指針本文】

（公共工事の目的物の適切な維持管理）

公共工事の目的物（橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等（既に完成しているものを含む。）をいう。以下同じ。）を管理する者は、当該目的物が備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データや情報通信技術の活用に努めるとともに、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める²⁾。また、権限代行による事業の整備など、公共工事の発注者と公共工事の目的物を管理する者が異なる場合においても同様に、公共工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施するよう努める。

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。また、例えば、複数年契約、包括発注、共同受注等の「地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）」の活用により地域における社会資本を支える企業の確保に努めるとともに、既存構造物の補修において設計段階から施工者が関与する等の「維持管理の技術的課題に対応した方式」の活用による設計業務と施工との連携や、CM方式^{*}等の「発注者を支援する方式」等の活用による発注者と民間事業者との連携を図るなど、維持管理を担う民間事業者との連携体制の構築に努める。¹⁾

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※ Construction Managementの略

参考

- 1) 例えば、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」（国土交通省総合政策局）及び「維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）」（土木学会）を参照すること。

【解 説】

○ 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

建築分野に関し、国土交通省では、安全性及び執務環境の確保、ストックの長期的耐用性の確保、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷の低減を図ることを保全の目標として、官庁施設の保全に関する技術基準等の整備、会議・講習会の開催、実地における保全指導などの施策を実施している。

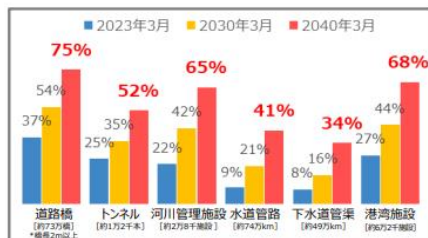
○ 地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）^{1) 2)}

国土交通省では、「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組を全国的に展開していくため、地方公共団体を対象に、「群マネ」の検討を行うモデル地域の公募を行い、モデル地域を選定している。モデル地域に選定された地方公共団体については、「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会（群マネ計画検討会）」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会（群マネ実施検討会）」の有識者から助言を頂きながら、検討の状況に応じて、支援することとしている。

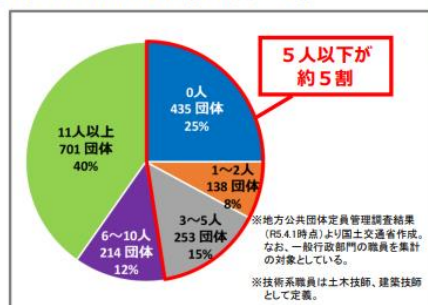
【地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）】

○ インフラ長寿寿命化に向けては、予防保全への転換を担う人的資源等を補完することが重要であることから、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の検討を推進。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合】



【市区町村における技術系職員数】



【地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）のイメージ】



【群マネの3つの群（＝束ねるもの）】



期待される効果
・技術系職員が一人もいない町でも、県や近隣の市などと連携し、技術的な知見を補完
・道路、河川、公園等の管理をまとめて発注したり、巡回などの管理業務をまとめて行うことにより、効率化

出典) 国土交通省作成資料

（参考資料）

- 1) 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」（令和5年3月国土交通省）
- 2) 「維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）」（平成27年3月土木学会）

【指針本文】

1-5 その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、**入札及び契約に関する情報通信技術の活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化**を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

【解 説】

○ 入札及び契約に関する情報通信技術の活用の推進

国土交通省では、情報通信技術活用の取組の一環として、競争性の向上、競争参加者の人件費・移動コストの低減、重複入力等による事務負担の軽減等を図るため、平成 15 年度より電子入札を全面実施している。

【国土交通省電子入札システム】

電子入札は、従来の紙による入札情報（調達案件内容）の入手や入開札までの一連の行為と制度的に同じことを手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、場所や時間の制約を最小限として競争参加資格確認申請から入札参加者への落札決定の通知までの業務が電子的に実現されます。

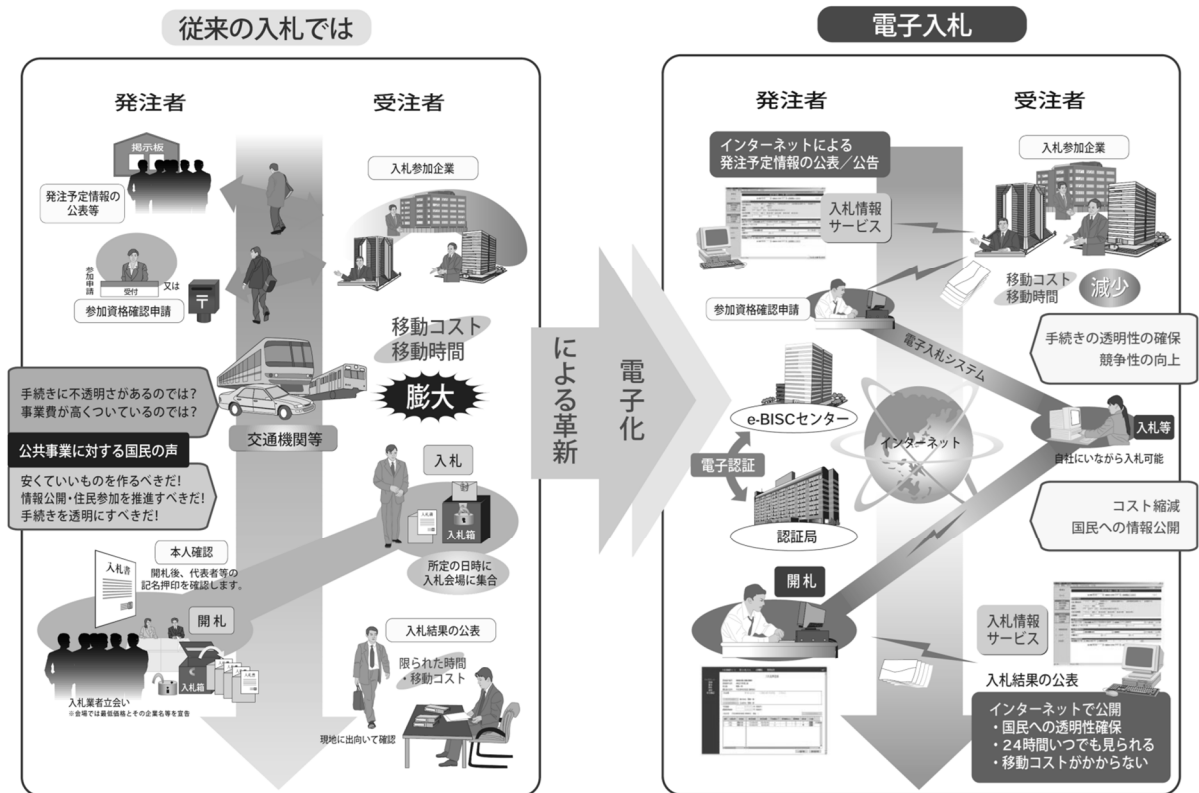
電子入札システムでは、暗号化技術および電子認証技術を用いインターネット利用における安全かつ公平な電子入札の効率的な実施を実現しています。

〔電子入札の効果〕

- ・ 競争性の向上
参加条件を満たす者は容易に参加でき、競争性が高まります。
- ・ コストの縮減
応札者の人件費、移動コストが減少し、建設コストの縮減につながります。
- ・ 事務の効率化
公示、応札案件情報提供、技術提案書提出および開札行為の電子化により、事務負担の軽減及び業務の効率化が図れます。

出典)「国土交通省電子入札システム HP」

【入札契約手続を効率化する電子入札（イメージ）】



出典)「電子入札パンフレット」(平成 14 年 2 月国土交通省)

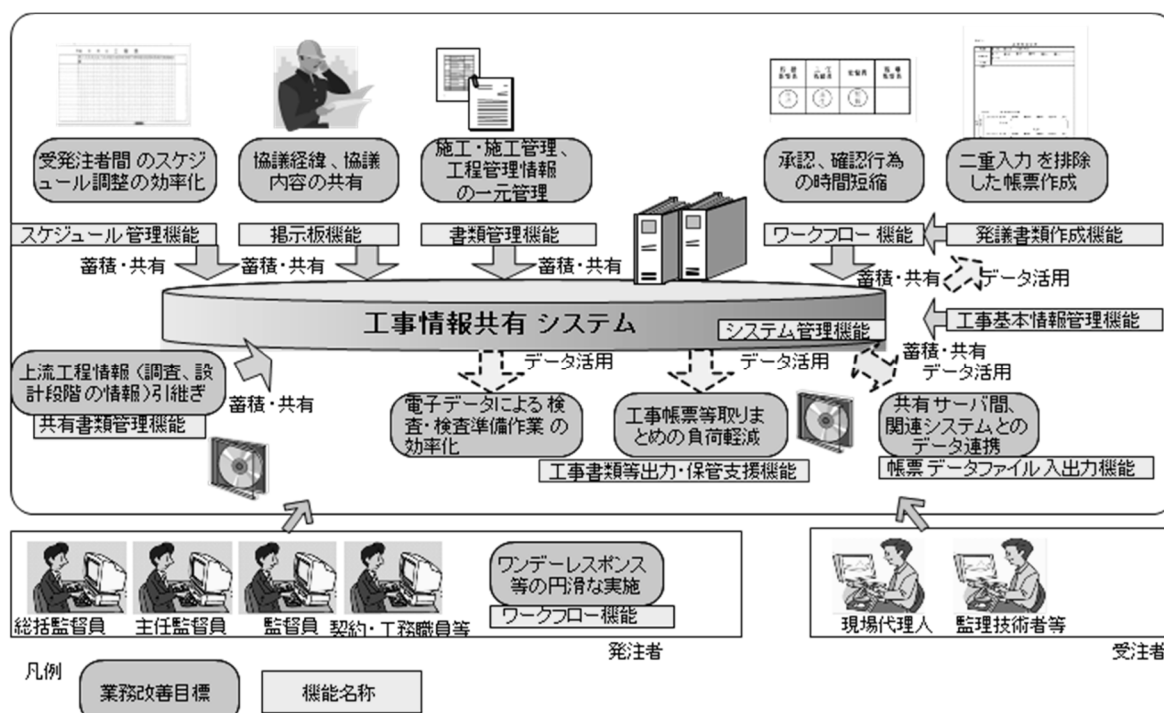
○ 入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化

1)

国土交通省では、情報共有システム（監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステム）の活用により、工事帳票の処理の迅速化や工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化等の受発注者の業務の効率化に取り組んでいる。

具体的には、工事の施工中において、スケジュールや工事書類の管理共有機能、決裁機能（ワークフロー）、電子納品データの作成支援機能等を備えたアプリケーションソフトを、インターネットを通じて活用することにより、受発注者間で効率的に情報共有が可能となる。

【情報共有システムによる業務の効率化・簡素化（イメージ）】



出典）国土交通省作成資料

（参考資料）

1) 「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和6年3月国土交通省）